

杵島商業高校は武雄高校大町分校と白石高校の江北分校として発足し、その後、佐賀商業高校に移管され、三十六年四月定時制杵島商業高校として独立し、三十七年四月全日制課程に変わった。校地四万四六九〇㎡、建物延べ六、六一一㎡、施設は四十四年度で一応の整備をみた。

鳥栖商業高校は、二十七年四月鳥栖高校に設置された商業科が、四十六年四月分離独立し、鳥栖市平田町に校地四万三、〇五七㎡、建築面積七、五六七㎡で三億六、八〇〇万円を投じ、四十九年十一月完成した。

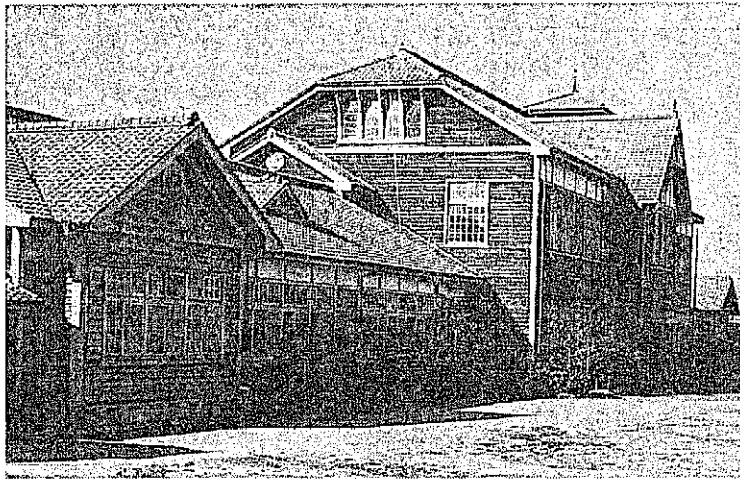
高等学校の戦後のベビーブームによって、小学校、中学校の生徒生徒急増対策の膨張が高校にその影響を与えはじめたのは、三十年代の終り頃から四十年代の半ばにかけてである。中学卒業者数のピークを示したのは全国統計では三十八年三月中学卒業者の二四九万一、二三人である。

本県では一年遅れの三十九年三月中学卒業者の二万六、四〇九人が最高を示した。二万人台の中学卒業者は、三十七年三月当時の二万一、七七二人以来、四十四年三月時の二万八一人まで八年間続いた。

この中学卒業者の急増現象は全国的なもので、国は三十六年十一月公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を制定し、公私の連携、公立学校の配置、規模の適正化、学級編制及び教員定数の標準等について改正を行い、全国各都道府県における生徒急増に伴う高等学校の受け入れ体制の拡大推進を促した。

本県の急増期対策は、中学卒業者数の増加、公立高校の募集定員の推移や、学級編制基準値の設定などからみて、三十七年度からはじまり、四十一年度をピークに四十五年度までその余波が及んでいる。

普通科では、三十七年度蔵木高校を定時制の分校から全日制の普通科独立校として二〇〇人定員で開設し、翌三十八年度には五クラス二七五人定員に規模の拡大をはかっている。また、マンモス佐賀高校を解体し、三十八年度から佐賀西高校定員四七七人、佐賀北高校定員六四五人、佐賀東高校定員四八三人の三高校定員計一、六〇五人とし、定員わくの拡大をはかった。なお、三十七年度から三十九年度にかけては、ほとんどの高校に学級増を行い、三十八年度から四十年年度までは一学級の定員を五五人の基準とするなどの措置を行った。



分離独立前の県立唐津実業高等学校

職業教育を主とする学科については、当時の経済の高度成長期ともからみ、主として、工業高校の新設がはかられた。三十八年度多久工業高校が機械科一三二人、電気科八八人、計二二〇人の募集定員で、翌三十九年度塩田工業高校が機械科一三二人、電気科八八人、建築科四四人、計二六四人規模で、共に新設開校した。また、唐津実業高校は商業、機械、土木、農業各科をもった総合高校

であったが、三十七年度に唐津工業、唐津農業、唐津商業各単独高校として分離独立し、その際、大幅な定員増を行っている。

商業科については、三十六年度に嬉野商業高校が定員一〇〇人で、翌三十七年度に杵島商業高校が定員一六五人で、ともに定時制分校から全日制独立校として発足した。嬉野商業高は三十七年度に一学級、三十八年度にさらに二学級の増を、杵島商業高では発足の翌年一学級、次の三十九年度にさらに一学級増を行い、急増対策の一翼をになった。なお、家庭科については、小城高校の定時制牛津分校が三十八年度より全日制の牛津高等学校として、家政科五五人、被服科五五人、食物科五五人、計一六五人の定員で家庭科単独高校として開校した。これら新設や分離独立によらない職業教育を主とする他の高校でも、三十七年度から四十年にかけて、多いところは三学級、少ない高校でも一学級程度の学級増が行われ、一クラスの生徒定員が、家庭科、商業科では五五人、農業科、工業科では四五人と膨張し、いわゆるすし詰め教室での教育が行われた。この膨張した生徒定員は、四十一年度以降、わずかずつではあるが減少し、現在の標準法による普通科、商業、家庭に関する学科の一学級が四五人、農業、工業に関する学科が四〇人になったのは四十六年度からである。

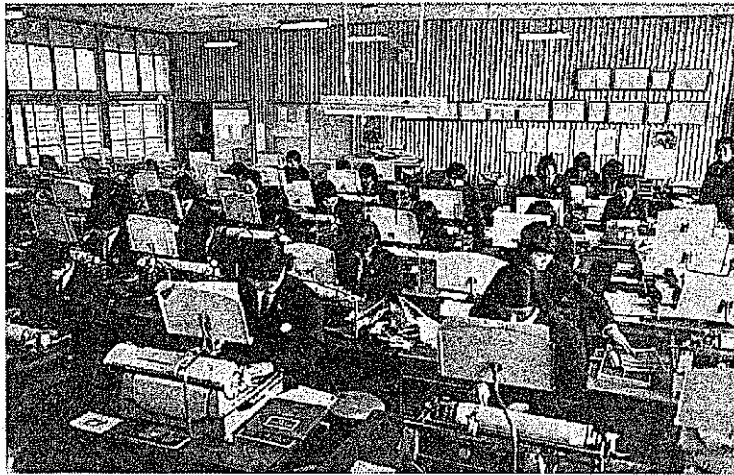
このような大規模な生徒の急増時期に対し、私学の拡張もまためざましいものがあった。急増前の三十五年度の私立高校の在籍生徒数は、佐賀市内の四高校で四、五九九人であったが、三十七年度佐賀中央工業高校の開校について、三十九年度には伊万里市に伊万里学園高校の新設があり、私学への進学者が急速に増加していった。四十年年度の私立六高校の在籍者総数は一万一、一四五人となって、五年前の倍以上の生徒を収

容する盛況となり、四十一年度の在籍者総数一万一、四〇一人をピークに、四十五年度までは一万人以上を収容する状態が続いた。

産振法と高校 戦前から職業陶冶の必要性が叫ばれ実業教育の一幹とされていたが、戦後はこれを職業教育と呼んだ。しかし、新学制の定着をみない間は改革のおおききを受けて一時不振であった。戦後の混乱、物資の不足、地方財政の赤字から、中学校はもとより高校でも施設設備の整備は不十分であった。この結果は、実業高校への進学希望者の減少傾向を示した。

文部省は、二十三年二月初めから「新制中学の職業指導に関する件」を通過し、二十四年六月、教育全般を審議する教育刷新委員会は「職業教育振興方策」について建議し、同七月には「職業教育及び職業指導審議会令」が公布されて、職業教育振興のてこ入れとなった。そのころ、二十四年に来日したアメリカ公使が経済九原則による均衡予算実施（ドッジライン）を強調したことや、税制改革のため来日したシャウプ使節団の租税制度改革勧告、さらにアメリカの日本復興四か年計画によるエロア基金（占領地域経済復興基金）設定（二十三年七月）、ガリオア基金（占領地域食糧物資救済基金）設定、ララ（米國奉仕団によるアジア救済連盟）物資等があり、また、日本国民の精励勤勉さもあって、ようやく日本が立ち直りかけたころの、二十六年六月に産業教育振興法（産振法）が制定公布された。

この法律は、産業教育がわが国の経済的發展と国民生活向上との基礎であるという見地に立って、産業教育振興のための国の財政的援助等を規定したものである。国の任務としては、産業教育の総合計画樹立、教育方法・内容改善の援助、施設設備の整備充実、教員の養成計画樹立、



産業教育へタイプ実習（県立佐賀商業高等学校） 昭和43年4月

産業界との協力などが挙げられ、そのために中央と地方に産業教育審議会を設けることが規定された。これからのち、これまでの職業教育の用語は一般に産業教育と呼ぶようになった。

教科目としては、中学校の場合でも産業科とせず、「職業・家庭科」とされた（二十四年十二月局長通達）。

本県の産業教育は二十五年十一月十七日、県下実業教育関係の中学校、高等学校、農業協同組合、商工会、農業試験場等の関係諸機関によって、県実業教育振興協議会を結成した。産業教育振興法制定に先んずること一年であった。

産振法の公布で、二十六年十月県産業教育審議会を結成し、委員定数を一五人と決定した。

次いで翌十一月十五日、県教委は「県産業教育審議会規則」を定めた。規則に従って、事務所を県教育庁（学校教育課）におき、審議会委員は産業界、労働界、教育界、勤労界の各学識経験者と関係行政機関の職員を任命し、その任期は一年を原則とした。

産振法の制定に伴って、本県が先に結成していた実業教育振興協議会も、二十七年七月一日に実業の名称を産業と読み替えた。

しかし、三十年代の高度経済成長、技術開発期に対処して、三十七年四月、県内に産業教育係を新設し、その業務の一端として産業教育振興会も担当することとした。

中学校での職業指導は、教育の民主化に伴い、個性に応じた将来の進路を選択する能力養成の必要性が強調され、重視されるようになった。そして中学校にも職業指導主事をおくよう規定され、二十九年から実施した。

高校での産業教育の基盤は、施設・設備共に産振法の制定で整備されていた。ことに工業高校、農業高校等で、施設設備の改善整備は著しかった。三十年代の日本経済の高度成長期には、技術マンの大量養成に迫られ、そのための整備充実は産振法に負うところが大きかった。求人殺到に対する技術開発の基礎能力養成のために、三十五年六月、県教委は県立四工業高校（佐賀・鳥栖・有田・唐津実高）に、県科学技術教育

産業教育施設・設備整備費決算額
単位：千円

年度	施設	設備
昭和29	33,707	
30	21,214	
31	10,047	
32	6,283	
33	10,851	
34	11,997	
35	18,673	
36	42,173	
37	35,851	23,705
38	73,570	45,718
39	91,845	80,886
40	118,915	113,372
41	121,300	110,282
42	131,407	121,910
43	144,631	138,900
44	145,635	117,363
45	145,117	117,224
46	160,563	105,695
47	134,848	73,293
48	185,220	90,747
49	359,341	83,177
50	278,504	92,362

資料：学校教育課

研究室を設置したが、これは時代の要請に応ずる人と物（設備）の供給に万全を期したからであった。

本県の産業教育施設設備整備費は前記のとおりであった。

(三) 定時制・通信制教育

勤労と修 新制中学校卒業後、家庭の事情などで勤労に従事する青年—定時制 少年に対して、高等学校の教育を受ける機会を与えるために設けられた制度が定時制である。夜間課程と、農繁期等の特別の時期を除いて行う昼間課程とを含めて定時制課程とされ（二十五年学校教育法一部改正）、修業年限も、全日制より一年延長して四年以上と改定された。

二十八年八月、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（定通振興法）が制定され、これらの教育に必要な設備等について国が補助する途が開かれた。三十一年六月、夜間課程をおく高等学校における学校給食に関する法律の制定で、給食施設・設備・生徒の夜食費なども国が補助することになった。

さらに、三十五年三月定通振興法の一部改正がなされ、本務教員に定時制通信教育手当を支給することとなり、これにも国庫補助がなされた。翌三十六年十月の学校教育法の一部改正では、文部大臣が指定する技能教育施設で、一定の基準に適合する技能教育を受けているときは、これを在学する学校における教科の一部の履修とみなして、所定の単位を与える「技能連携制度」が発足した。

定時制の発足 新学制施行当時、定時制課程を新設した県立高校は、次のとおりであった。

種別	総数	（内本校併設校）	（学級数）	（生徒数）
普通高校	一六	一二	一三	三八〇
実業高校	一〇	七	一〇	四六七

計 二六 一九 二三 八四七（男五九一）
女二五九

（注）佐賀商業高校の夜間課程は定時制とみなした。

教育の機会均等としての定時制は、向学心に燃える青少年に魅力があったが、一面では初めて聞く学制にとまどいがあった。県学務課が二十二年十一月末行った進学希望調査によると、定時制は男子四、七六三人、女子四、一九二人であり、新聞紙上でも「女子の希望が多い—向学心に燃える農村学童」として、青少年の意欲をたたえた。

ところが、年明けた二十三年一月初旬には、男子二、三〇四人、女子二、〇四〇人となり、さらに二月初旬になると志望者は六割以上の減となる見通しとなった。これは、発足当初の設備不足を察じたことと、農村の定時制分校設置は、新制中学校建設で手一杯の財政に苦しんでいる町村が消極的になってきているところから、設立は望み薄だとの一般見解が広がったことによる、とされている。こうして、県が当初定時制設置一郡一・五校の見通しによる分校の設立は、その実現をみることもなく、先に表示したとおりの本校併設一九校で発足した。

三十一年十一月、県定時制・通信制教育振興会（定通振興会）が発足した。県は当時、緊迫した県財政の再建に取り組んでいたこともあって、定時制の統廃合が問題に挙げられた。そこで、定通振興会をはじめ県下各地で廃止反対の運動が起こったが、育成をはかるべきものはその成長を守るという方針によって一応鳴りを静めた。



定時制高校の給食 (佐賀高等学校) 昭和36年6月

三十六年十一月には鳥栖高校定時制において、県内初の夜食完全給食を実施して県下全校実施の端を開いた。

三十九年三月、県定通振興会では、定時制高校生徒の勤労と学習の実態を描いた八ミリ映画「若い麦」を製作した。八ミリとはいえ上映時間約一時間のドラマで、これは労働省が毎年行っている「働く年少者の生活文コンクール」で、県下から三年連続一位入選した三人の応募体験文を土台としたものであった。

製作に当たっては、県庁演劇サークルのメンバー、佐賀工業高校の教諭、生徒、婦人少年室、それにこの映画のおもな舞台となった県立病院好生館、新道幼稚園等の出演協力が実を結んで、映画のねらいとした「忍耐・愛情・誠実」が見事に生かされた。

企画から完成まで一年余、しかもスタッフ、キャストがみんな勤務者という点から撮影スケジュールが意のままに立てられず、資金難も重ったが、困難を克服して完成され、当時県下のへき地まで上映された。

定時制高校の移行変遷 発足後の状況を、まず普通高校からみる。

△佐賀西高校▽

発足当初、佐賀第二高校（元佐賀高女）に昼間家庭科二学級で開校した。翌二十四年は学校統合で、佐賀高校定時制として夜間普通科（男女共学）を設置し、二十五年から昼間家庭科を夜間課程に切り替えた。同年七月、神埼郡蓮池町住民のかねてからの要望に沿って蓮池分校を設置した。同九月定時制志願者の激増に応じて普通科三学年、各一学級ずつの後期生を募集発足させたが、これは二十八年度から募集を停止した。三十八年二月には、佐賀の三校分離により佐賀西高校に属した。また、蓮池分校も三十九年三月には廃止し、生徒は佐賀東高校に委託した。

本校併設の定時制は、三十年一月給食堂の完成をまって給食を開始し、三十八年四月には家庭科を家政科と改称した。四十五年三月家政科志願者は四人となり、四十六年からその募集を停止し、以後普通科二学級募集の定員八〇人で今日に至っている。

△唐津西高校▽

新学制施行当初は唐津第二高校定時制として一学級で発足し、二十四年学校統合で唐津高校西校舎に属した。二十六年四月、本校遠隔地の厳木町に厳木分校を設置し、定員一〇〇人で普通・商業・家庭の三学科とした。二十七年四月本校定時制の募集を停止し、三十一年西高校の分離独立に伴い分校もこれに所属した。三十二年四月、分校商業科の募集を停止し、定員は一〇〇人（普通科五〇、家庭科五〇）になった。三十六年四月、分校は独立して厳木高校が誕生して、定時制はなくなった。

△伊万里高校▽

学制改革施行当時、伊万里第二高校昼間定時制として定員五〇人で発

足した。二十四年四月第一・第二高校の統合で伊万里高校定時制と改称し、募集定員五〇人としたが、二十八年で募集を停止し三十二年三月定時制を廃止した。

△小城高校▽

学制改革当初から第一部（旧制中学）、第二部（旧制高女）ともに昼間定時制を設置し、第一部に農業科を、第二部に家庭科をおいた。普通高校に農業学科をおいたのは、小城郡内に実業高校がなく、農業の盛んな三日月村を控えていたこと等によるものといわれた。しかし、施設設備の欠陥から二十四年度には学校統合とともに、小城高校定時制としての普通・家庭の二学科とした。そして二十八年四月に至って、転換に無理の少ない商業科をおくこととし、昼間普通科を夜間商業科に切り替えた。また、この年には牛津分校を牛津町に設置し、夜間普通科・昼間家庭科、定員各二〇〇人として開校した。そして翌二十九年四月、北多久町（多久市）に牛津分校同様の多久分校を開校した。

本校併設の定時制は、三十二年度から昼間家庭科の募集を停止し、夜間商業科の一科となった。三十八年四月、地元要望の強かった牛津分校は分離独立して牛津高校となった。一方、多久分校は、四十一年三月閉校した。商業一科の本校定時制は、四十年から着々と施設・設備の充実がはかられた。

△武雄高校▽

新学制による発足とともに、武雄高校第一部（旧制武雄中学）に農業科を、第二部（旧制高女）に家庭科の二学科をおく武雄高校昼間定時制を設置した。二十六年度から農業科を商業科に変更し、三十二年四月昼間制を廃止して夜間商業学科に変更した。

これより先の二十八年四月、大町町に大町分校を設置し、普通・商業の二学科で開校した。これも地元住民が、武雄高校の分校設置を熱望した結果であったが、三十四年九月これを佐賀商業高校に移管し、三十六年には定時制の杵島商業高校として独立した。

△鹿島高校▽

新学制実施によって鹿島高校第二部（旧制高女）に家庭技芸科を設置したが、翌二十四年塩田町に鹿島高校定時制の塩田分校を開設して家庭科を設置した。また二十八年四月には、嬉野町に普通・商業の昼間の二学科をおいて嬉野分校を開校した。嬉野分校は三十一年四月に分離独立したが、塩田分校は人口の過疎化と交通の発達のため廃止し、本校定時制は鹿島実高に引き継いだ。

△三養基高校▽

発足当初、農業科一学級を併設し、二十八年四月三川村（三根町）に三川分校（普通科）を開設したが、三十五年三月本校定時制が、三十七年三月には三川分校も廃止された。

△神埼高校▽

昼間普通科の単級で発足し、二十四年に男女共学が実施され、二十八年から家庭科をおき、脊振分校、三瀬分教室を、統合して三脊分校を設置（のち神埼農業高校に移管）した。県財政再建計画で、三十二年三月、本校の定時制の募集を停止し、三十五年三月廃止した。

△鳥栖高校▽

新学制に沿って昼間二日制の家庭科単級で定時制を設置し、二十四年四月男子普通科を増設して三学級とし、九月夜間制の男女共学とした。二十七年商業科を設置し、普通科に家庭コースをおき、三十年には普通

・家庭兩科とも各四学級となった。定時制の給食も三十六年九月から夜食給食を実施し、三十七年九月給食室を改造拡張し、四十六年には完全給食を実施した。四十七年三月、鳥栖商業高校の分離独立に伴って商業科を廃止し、募集定員四〇人の普通科のみとした。

△白石高校▽

新学制施行当初から普通科の募集定員は五〇人とした。二十八年四月、江北町に江北分校を設置して夜間普通科、昼間家庭科の二学科で開校したが、三十四年九月に佐賀商業高校に移管した。また、本校の定時制課程は、神埼高校同様に三十二年度から募集を停止した。

△佐賀農業高校▽

新学制実施とともに県下の農業高校は農業学科をおいた。当高校も昼間定時制として農業科定員二〇〇人で発足し、二十九年度から夜間制に切り替え、四十二年度から定員四〇人となった。

△神埼農業高校▽

当高校も昼間定時制の農業学科をおき、三十二年四月神埼高校の三脊分校を移管し、校舎や農場も設置し農業科・家庭科各定員三〇人としたが、農山村の過疎化現象と交通の発達で全日制志望の傾向が強くなり、本校は四十六年度、分校は四十八年度から募集を停止した。

△佐賀農芸高校▽

農業科を本校に併設し、二十八年九月小城郡南山村立南山中学校（富士町）を仮校舎として、農業・農村家庭の二学科をおく定時制の南山分校とした。三十年六月分校の独立校舎完成、三十二年四月農村家庭科を二年制とし、同六月富士分校と改称し北山中学校に分教室を開いた。三十九年三月に定時制の募集を停止して全日制に切り替え、今日に至って

いる。本校定時制は、四十九年三月で廃止した。

△唐津農業高校▽

当校の定時制課程は学制改革当初、前身である唐津実業高校に併設されたが、三十二年三月には募集停止となり、三十五年には廃止した。

△伊万里農林高校▽

新学制による発足当初、農業・農林・畜産の三学科と、一年制度の別科（定員三〇人）で開設した。しかし、別科は二十六年三月には廃止し、翌二十七年四月、定員五〇人の農業科のみで今日におよんでいる。

△佐賀商業高校▽

学制改革当時、佐賀商業学校に付設されていた甲種四年制の県立佐賀第二商業学校を、佐賀商業高校に統合して夜間部課程とした。二十五年四月、定員を倍増して一〇〇人とし、夜間部課程を廃止して定時制課程に吸収した。三十六年六月から学校給食を開始し、四十四年給食室の完工をまって四月から完全給食とした。四十六年度から商業高校の多様化によりタイプ科目を新設し、現在募集定員を四〇人としている。

△伊万里商業高校▽

当校が伊万里高校の中に統合されていたころの二十五年四月、夜間の商業学科を設置し、定員二〇〇人で発足した。二十八年四月、本校が分離独立したので伊万里商業高校定時制とした。四十六年度から入学の定員を八〇人として現在におよんでいる。

△唐津商業高校▽

唐津実業高校時代の二十六年四月、定時制商業科を増設し、三十七年四月本校の分離独立に伴って、唐津商業高校定時制と改称した。四十八年四月、技能連携制度による衛生看護科一学級を増設した。

△佐賀工業高校▽

二十七年四月機械・電気科の二学科の夜間定時制を設置し、五十一年四月から二学科を合併して機械科・電気科の一学級となる予定である。

△鳥栖工業高校▽

二十七年四月機械科・電気科の二学級夜間定時制としたが、四十八年度から二学科を合併して、機械・電気科の一学級とした。

△有田工業高校▽

三十九年四月、陶都「有田」の要請もあって、窯業科・デザイン科の二学科として夜間定時制を設置したが、前記工業高校と同様に四十八年四月から窯業・デザインの一学級に減じた。

以上によって定時制教育の移行状況を見ると、新制普通高校のうち定時併設校一二校は、翌二十四年の統合で一〇校となり、そのうち存続するものは佐賀西高・鳥栖高・小城高商業科・武雄高商業科の四校で、実業高校では当初の併設七校は伊万里農林、佐賀商高の二校が残存した。学科別には、普通科は二校、実業科は四校で、それに二十七年発足の佐賀・鳥栖・有田の三工業高校を加えて七実業校となった。

また、分校から独立高校に発展したものは普通高校一校（厳木高）、実業高校三校（嬉野商高・杵島商高・牛津高）、分校の廃校となったものは普通課程四分校（三養基高三川・佐賀西高蓮池・小城高多久・鹿島高塩田）、実業課程一分校（三瀬村・脊振村の神埼農高三脊分校）で、存続しているのは佐賀農芸高校の全日富士分校一校である。

定時制教育三〇年の推移は、本校併設や分校では廃止したものが多く、分校から定時制の独立校となり、やがて全日制課程となった四高校など、高校進学率の上昇と生活水準の向上をその背景とするものであった。

勤労と修 通学のできない青少年の学習意欲を通信によって満たさ

学―通信制 せることは、明治の時代から行われていたが、戦後の学制改革では、学校教育拡張の一形態として通信教育の普及がはかられるようになった。そして、その学校または指定された学校での面接授業を経ると、その学業の卒業資格が取得できるようになった。この点、資格授与のない社会教育での通信教育との違いがある。

二十一年十一月文部省は通信教育調査委員会を設置し、二十三年五月「高等学校通信教育規程」を制定した。二十四年六月には郵便法の改正で、通信教育用郵便料金が軽減されるようになって第一の福音をもたらした。次いで二十六年三月所得税法の改正で、通信教育学生の勤労学生控除が認められるという第二の福音が生まれた。二十八年四月から通信教育講義がラジオ放送されることになり、同八月には、定通振興法が制定されて、通信教育のための設備や運営等に国庫補助の道が開かれ、一段と改善が重ねられた。

三十年四月からは受講科目二六科目に増加され、しかも通信教育のみで高等学校を卒業できることになった。また、通信教育は放送利用の効果が大きいことに照らして、ラジオ放送受講は三十二年から、テレビは三十八年から、各々一定の条件のもとにこれを視聴した場合は面接指導時間数の一部を免除することができるようになった。

三十一年十二月の高校通信教育規程の一部改正では、全面的に高校学習指導要領の基準によることになって通信教育の内容充実がはかられた。三十二年四月には、日本育英会の奨学制度が通信教育にも適用されるようになり、三十四年二月から鉄道運賃の学割制度も実施されるようになって、教育の機会均等化のための施策は通信受講生徒の身辺を暖か

く包んでいった。

さらに、三十六年十月、学校教育法の一部改正で、通信制課程として独立し、技能教育施設との連携もはかられて広域通信教育が可能となり、勤労と修学が実を結ぶ実学主義が採り入れられた。四十一年四月、国鉄の割引回数券が発売されるようになり、四十二年十一月からバスの通学割引回数券も発売されて、勉学の足を助けてくれるようになった。そして五十一年四月、就学奨励金制度も実施されることとなった。

本県では二十三年二月通信教育部が、佐賀第一高校と唐津第一高校に設置された。最初の募集定員は、佐賀二〇〇人、唐津一〇〇人であった。同年八月十五日佐賀・唐津両部とも国語・数学の二科目と、専任教員各一人で開講式の運びに至った。二十四年四月、学校統合で改称された佐賀高校東校舎（旧制高女）、唐津高校西校舎に管理室をおき四科目とした。そして受講生相互の連絡と励み合いの広場として、機関紙「樟蔭」を創刊し、専任教諭は二人とした。翌二十五年四月新しく三科目を増設して開講科目七単位とし、両校通信教育部の規程も定めて歩一歩と組織づくりを前進させた。開講満二年を迎えた八月の生徒数は、男子一六九人、女子二〇人であった。そして同十一月には、九州地区定・通信教育研究協議会の会場となってその認識を広めさせ、また、受講生激励の一助とした。二十六年から地区巡回指導を開始し、四月には管理部を東校舎から旧成美高女校の南校舎に移した。

二十七年四月、唐津高校通信教育部を佐高通信教育部に統合して、専任教諭三人とし、うち一人を主事とした。このとき東川副青年団（諸富町）六〇人が集団入学した。同七月の生徒数は男子二六六人、女子五四人となり、巡回指導地区も四二か所の多きにのぼった。

二十八年四月、従来の九科目に新開講一科目を増科した。五月には、杵島郡白石町の弥栄義塾の塾生が集団入学した。二十九年一月に専任教諭五人、次いで四月、七人に増員され、同時にNHK高校講座が佐賀放送局から放送されるようになった。受講科目も三十年四月から二六科目となり、通信教育だけで高等学校を卒業できることとなったことは、先に制定された定通振興法の施行と相まって、通信教育進展の礎となった。

受講者の熱意は強く、この年の大学入学資格検定試験に県下一五人の受講者中、七人が合格したことは、世の人に通信教育の存在をあらためて認識させた。また、この三十年度には受講生から二人の第一回卒業生を送り出したが、定時制と同日同席で卒業式を挙げて世の注目を浴びた。三十一年四月、専任教諭は八人となり、十一月には県定通教育振興会が発足して、本県の通信教育はなお一層固まった。

三十二年度から四十一年度までの一〇年間に生徒数は一・五倍となり、面接指導も全県下にわたる生徒のため、地区課程を設けて受講者の便をはかることに努め、専任教諭も倍増した。

通信教育部の本部は、三十二年五月、東校舎の旧教室に復帰した。次いで佐高北校舎の建築に伴って三十五年三月新校舎に移転し、三十六年十月から法改正に伴って佐賀高校通信制となった。そして三十八年二月の第八回卒業式からは、定時制を離れて通信制単独の卒業式を挙げるまでになり、同年四月一日北校舎が佐賀北高校として独立するにおいて、佐賀北高等学校通信制として併設した。

教育手段としては三十一年から開始した夏季宿泊（佐賀郡大和町春日山社会教育会館、現県青年の家）面接指導も効果が著がり、三十八年四月

県立佐賀北高校通信制教育の状況

単位：人

年度	専任教諭	生徒の状況		在籍総数	入学数	卒業数
		男子	女子			
31	8			955	322	3
32	8			1,299	238	7
33	9	815	527	1,342	174	8
34	9	700	437	1,187	163	10
35	9	639	478	1,117	138	11
36	9	707	550	1,257	251	8
37	11	737	547	1,284	179	16
38	11	794	606	1,400	307	24
39	15	744	677	1,421	282	20
40	16	793	836	1,629	306	34
41	17	812	960	1,772	340	42
42	18	786	1,034	1,820	318	58
43	20	770	1,060	1,830	305	84
44	20	714	1,121	1,835	316	96
45	21	647	1,268	1,915	381	78
46	22	577	1,332	1,909	335	83
47	22	514	1,402	1,916	337	89
48	24	530	1,456	1,986	341	164
49	26	583	1,565	2,148	397	172
50	27	614	1,469	2,083	338	157

資料：北高校通信制機関紙「樟蔭」による。

- 注：1 25.8 現在在籍 男子169人、女子20人
 27.7 現在在籍 男子266人、女子54人（「樟蔭」）
 2 第1回卒業生は昭和30年度2人で、ほかに29年度の定時制・通信制の併合修学による卒業生9人があった。
 本表は第2回卒業以後の分である。

からはNHK学園高校新設でその協力校となった。同時に従来の随時入学を四・十月の二期制度としたが、三十九年四月からは一期制入学とするまでに組織も整った。

また、三十八年七月には、県高等学校通信教育後援会が発足した。三十九年四月には、東松浦郡の遠隔地肥前町から青年二十九人が集団入学して、通信教育の普及ぶりを示した。そして四十年から入学生男女の比率が逆転するまでに、通信教育が家庭の婦女子に普及した。なお、福

岡県立修猷館高校との交歓会を開催したことも受講生の輪を広げる一助となったが、通信制の普及増大につれて交歓会は四十二年までで、中止した。

この時期を、通信教育の成長期とすると、四十二年度から五十年度までの九年間は通信教育の発展期といえる。

四十一年四月、唐津西高校が唐津課程の協力校となり、また協力施設として佐賀市大和紡績所に大和課程を新設した。四十四年四月には、唐津市の学校法人引地学園との技能連携教育を開始して、家庭一般と被服一の単位課程とした。これによって、三十九年四月国立佐賀療養所（三養基郡中原町）に開始した准看護学院の佐療課程と合わせて、三協力施設を得た。

受講生徒数も二、〇〇〇人を超え、入学生徒もまた毎年三〇〇人を超え、専任教諭陣も二八人に改善された。

また、施設の面では、四十一年五月通信制校舎の建設を決定し、翌四十二年二月早々には事務室、職員室等の通信制専用校舎の完工をみて、三日に移転し七日に落成式を挙げた。四十七年三月にはこれに職員分室、印刷室を二階に増築し、四十九年一月生徒会総務室も新築して施設の整備をはかった。

なお、この施設整備と並んで四十二年度から学年制に準じる教育課程を実施した。

生徒の視野を広め学習意欲の向上をはかり、通信教育の喜びを語り合う他校との交歓会も、福岡修猷館に次いで長崎西高校、佐世保南高校、佐賀北高校の三校交歓会を開くまでに発展した。

生徒激励についても四十一年の生活体験県発表会、四十四年十一月の

全国定時制・通信制生活体験発表会、四十五年の「働く青少年生活文」全国コンクール、五十年の県体験発表等、いずれの会にも労働大臣賞、NHK賞を獲得して勤労学徒の生活を積極的に発表していった。そして、四十九年度からはNHK放送教育研究の委嘱校となった。

通信制教育のこの発展期に対して、定時制教育の生徒数の激減傾向は、通信教育制度の今後の充実方策のあり方を暗示しているものといえる。

五 大 学

(一) 佐賀大学

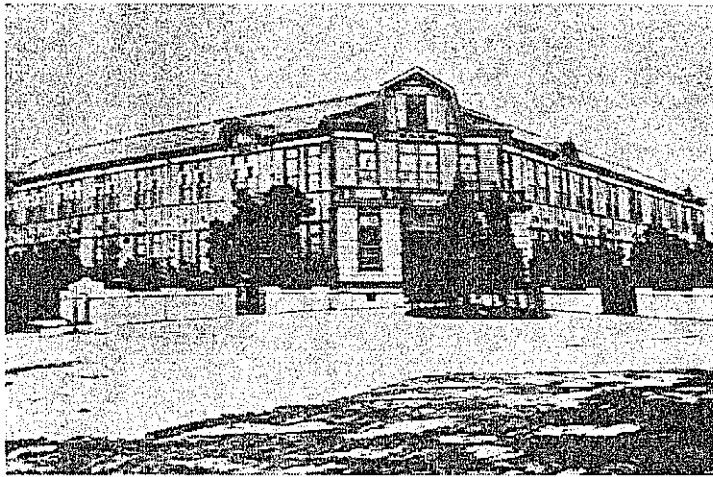
従来の県内 終戦前の本県内の高等教育関係諸学校としては、小学校
 高等教育 教員養成の官立佐賀師範学校（佐賀師範）と同佐賀女子師
 範学校、昭和十年四月施行された青年学校教員養成の官立佐賀青年師範
 学校があった。また、高等普通教育として官立佐賀高等学校があった。

佐賀師範学校は、明治五年の学制発布によって生まれた小学校教員養成のため、佐賀、唐津、鹿島に設立された小学校教員伝習所が、明治十年統合して佐賀師範学校となった。

その後、長崎県師範、佐賀県尋常師範と校名は変転したが、明治三十一年四月佐賀県師範学校と改称し、昭和十八年四月直轄学校官制改正に伴い官立佐賀師範学校となった。

この間、明治二十一年三月、女教員養成所を設置してこれを女子部と称した。昭和三年四月、佐賀県女子師範学校として独立したが、同十八年再び佐賀師範と合同して旧に復した。

佐賀青年師範学校は、大正十四年四月佐賀師範学校に併設された県立佐賀実業補習学校教員養成所がその前身である。昭和十年四月青年学校令施行によって県立青年学校教員養成所と改称して、佐賀郡春日村（大和町）の県立佐賀農芸学校に併置したが、同十七年佐賀郡久保泉村（佐賀市）の白石原に新築移転した。そして同十九年四月、官立の佐賀青年師範学校に昇格した。



開校時の佐賀高等学校（旧制）

一方、高等普通教育としての佐賀高等学校は高等学校令により設立され、大正九年九月佐賀高等小学校の仮校舎で開校式を行った。文科と理科を擁し、全国官立高校

第一五番目のもので、佐賀城下のお堀に白線入りの学生帽の姿を映し出して、翌十年三月佐賀市本庄町一番地の新校舎に移転した。

戦後の学制改革はこれらの佐高（旧制）、師範、青年師範に旋風を巻き起こすことになった。

新制佐賀 二十二年四月 大学発足 月国民学校は小学校となり、同五月三日新憲法施行日を記念して県下の新制中学校が

発足した。そして同月三十一日、文部省は全国師範学校長会議を開いたが、同会議から帰任した佐賀師範学校長の談話が、六月六日の新聞に報道された。これが佐賀における大学問題の発端である。その意味で当時の新聞から紹介すると、

大学昇格は有望 山本佐賀師範学校長の帰任談

全国師範学校校長会議に出席した佐賀師範学校山本校長は三日帰任、昇格問題につき次の如く語った。

全国の師範学校が一率に学芸大学になるわけではなく、九州では一校か二校が出来るでしょう。この場合九大に教育学部を設けるか、佐賀高校と本校を合併して大学をつくるか、全九州の師範学校を全部総合して本校を学芸大学にするか、本校単独でつくるかが考えられますが、自分としては全九州の師範学校を総合して佐賀に大学を設けたい。何れ学校自体を慎重に研究し関係方面ともよく相談の上決めたい。

二十二年六月六日付佐賀新聞

二十二年七月ごろ、文部省では九州に教育者の養成を主とした学芸大学の設計案があるという声を耳にした。佐賀師範では、「大学の分布状況、校舎の完備その他の条件から本県への誘致が最も適当である」との判断から、佐賀師範の大学昇格に乗り出した。七月二十八日の臨時県議会では、佐賀師範の大学昇格期成会の結成を満場一致で可決した。そして、知事を名誉会長、県議会議長を会長として佐賀学芸大学の実現を期し、積極的な猛運動を開始することとなった。

これをうけて、一、〇〇〇人余の佐賀師範男女学徒も昇格運動生徒本部を設け、各市郡に支部を結成し、暑中休暇返上で労力作業、移動演劇等で運動資金の獲得に当たった。この年は来春に控えた新制高校の設立

もあり、積極的な動きは少なかったが、二十三年二月に入ると、にわか

に活発化した。

当時の動きを新聞からひろると、次の通りである。

二・三 佐高は九大に編入、来春五月に「教養学部」設置か (佐高校長談話)

二・一 教育大学設置、佐師で期成運動

二・一四 佐賀に三つの大学 九大教養学部・教育学部・竜谷大学…

：造るのに二億五、〇〇〇万円

二・二五 佐高は九大分枝に、文・理両科制で来春発足

(佐高校長談話)

五・二 佐賀に総合大学、佐高の九大からの分離が先決条件

(佐師校長談話)

五・三〇 佐賀大学か九大分枝か 慎重な県会・悩みぬく教育界

(田中県議談話)

『質と位置』にも問題 食い違う佐高と文部当局 文部省・佐高の意見 まだ文部省の肚(はら)が決らない (県副議長談話)

県教組 佐賀大学案を可決

六・二 九大との関係を善処し、佐高も『佐賀大学』に 文部省が妥協案を考慮

佐青師の学芸大学誘致運動

六・三 佐賀大学なら七、〇〇〇万円、九大なら国庫負担 学徒公聴会で気焔あぐ

文部省案を支持か、県会教育部常任委員会

六・一一 佐高の九大分校は絶対的 (佐賀で語る奥田九大総長)

六・一六 大学問題、県会、文部省に一任………両論さらに結論を得ず

佐賀大学支持 小・中学の校長会

佐賀新聞社主催「大学問題の公聴会」 各代表の意見と質疑要旨

佐高 文化の向上と財政上、九大へ

九大 程度の低い大学になる

佐師 教員養成に是非必要

青師 九大合併はマイナスが多い

県 理想は両立だが文部省の方針を考慮すべきだ

県議会 文部省の方針は強い

六・一七 大学問題へ知事声明 三校の合併やむなし………文部省の方針不動の場合

大学問題に佐師校長、国立佐大設置準備委員会の早急実現

申し入れ

六・一九 生徒自治会、運動を中止 佐師・青師声明書

六・二二 佐高案支持を声明 県下新制高校生徒自治会の動き

七・一三 鮑くまで九大分校 佐高校長強硬態度を表明

九大総長、同工学部長、佐高自治会代表 県に二本建ての最善案考慮を申し入れ

このように、県には佐師昇格期成会、佐高に九大分校設立期成会、佐

師に佐大設置協議会と、三者三様の動きと歩みのうちに、七月末の新制

大学設置認可申請書提出期限が切迫した。

ところが、文部省には文部省案のほかに、総司令部(GHQ)民間情

報教育局(CIE)が示した、次の大学編成三原則があった。

一 各都道府県に複合大学一校

二 一つの大学に文理科と教育科の学部を別個に組織

三 他府県に分校をおかない

二十三年七月二十二日、GHQの方針によって、これまで一年近く続

いた新制大学の動きはやまった。ここで県は三校長を招き三校統合の合

意を得、同二十四日三校長の共同声明となり、即日佐賀大設置委員会が

結成された。

次いで七月三十日、県議会は農業県として、佐賀大学文理学部に農学

科を設置条件として、六、〇〇〇万円相当の土地、建物、物品の寄付を

決議し、佐大設置認可申請書を提出した。

書類審査に次いで、十一月には大学審議会の視察を経て第二審査もパ

スした。そのようななかで、佐高生による反対ハンスト、試験拒否など

が行われたが、二十四年三月十八日、文科・教育科の二本立てで佐賀大

学は正式に認可された。そして、文理学部に文学専攻、理学専攻、将来

農学科設置の前提としての農学専攻の三課程がおかれた。

二十四年五月三十一日、初代学長に西久保光(前九大理化学部長・九大

名誉教授)が発令された。同じく文理学部長に島地威雄(前佐高校長)、

教育学部長に内山良男(前新潟第二師範学校校長)が任命されて、佐賀大

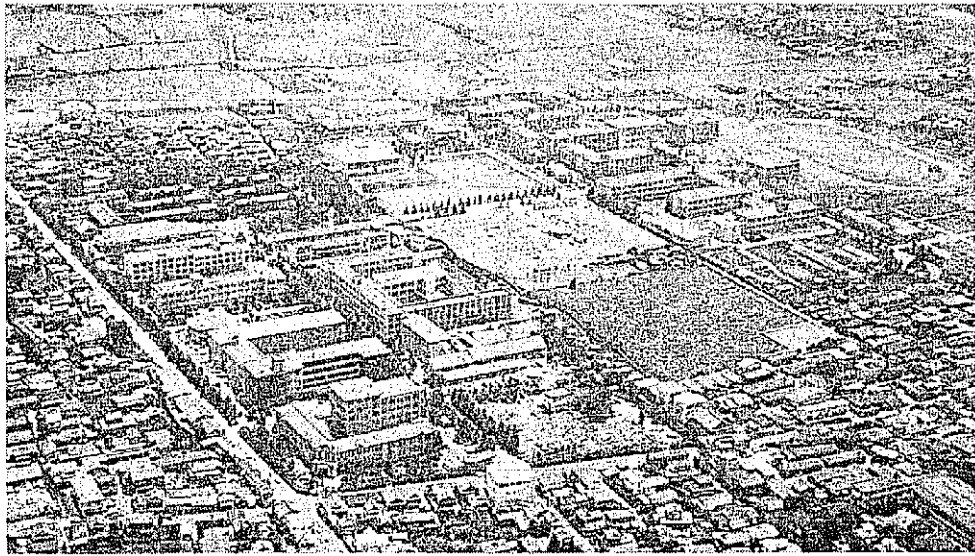
学は開校した。

学生募集は佐大発足前にすでになされ、入試は二期校とされ、六月十

五、十七日に実施され、二十八日に合格者発表(男子四三三人、女子三

〇人)がされ、七月十五日に入學式、十六日両学部始業式、そして、九

月八日記念すべき開講となった。



佐賀大学の全景

かねて陳情していた農学科設置は、二十六年四月、文理学部の農学専攻が農学科に昇格し、二十八年十月、県が寄付した新制佐賀高校南校舎（旧成美高女）跡に佐大文理学部農学科の校舎が完成した。そして三十

年七月には農学科は農学部となつて発足した。

三十四年十月 県農業会議は農業工学科の新設を要望し、十二月にはそれを大蔵省に陳情、三十五年十月に佐大工学部設置期成会を結成した。三十六年四月 農業土木科が新設され、四十年一月には農芸化学科が新設と決定したので、農学部は農業・農業土木・農芸化学の三科とな

つて、四月一日から発足した。

この前年の三十九年二月、佐大の統合計画に関連して県では同大学の教育学部・農学部の敷地を代替地として譲り受けた。農学部跡は県庁の別館に転用し、教育学部跡には四十五年に博物館が建てられた。

同年五月佐大が発表した拡充の基本方針は、理工学部・経済学部の増設にあった。

四十年八月には佐大本校で農学部校舎新築の起工式が挙行され、九月には四十一年度からの文理学部の分離拡充が発表され、四十一年四月文理学部は経済学部・理工学部に改組され、農学部・教育学部と合わせて四学部が発展し、教養部が別におかれた。

こうして、佐賀大学は大学創設の困難を乗り越えて、二学部から四学部へと拡充された。四十三年一月農学部に園芸科、教育学部に養護教員養成課程が設置され、四十五年四月から農学研究科、五十年四月に工学研究科がそれぞれ、修士課程の大学院を設置した。

(二) 佐賀医科大学

佐賀に医学専門学校を、佐賀の地に医科大学を、という望みの声は戦時中から叫ばれていた。昭和十八年十二月四日の県議会には、県立医学専門学校設立建議案が上程されていた。

しかし、時代は戦争に深入りし、医大設置も自然に消滅した。

終戦直後の二十年十月十五日、原爆をうけた長崎医科大学付属薬学専門学校が、佐賀市日東航機工場青年学校に疎開してきた。佐賀市としては、そのままの存続を望んで誘致運動に乗り出した。しかし、ついに実らず、二十一年九月に佐賀市も県も誘致運動を打ち切った。

それでも佐賀市は医学専門学校をということと、同年十一月から女子薬学専門学校の誘致計画を練ることとしていたが、学制改革による新制中学校の建設問題、それに市立成美高等女学校の新制高校昇格問題とその維持運営から、市立維持か県への移管かという財政問題がからまって、これも立ち消えとなった。

四十五年三月、全国有数のガン患者を抱える本県の実情にかんがみ、池田知事は、県議会で医大設置を検討することを表明した。

翌四十六年七月、医科大学（医学部）設置調査会が文部省に設置された。これに伴い県は、八月、国立佐賀医大誘致促進期成会を結成し強力な陳情を行った。医大設置調査会は十二月に「医師養成の拡充について」報告し、これをうけた四十七年度予算閣議で本県が医大設置の調査対象県に入り調査費が計上された。

県は佐賀市高木瀬地区を医大用地候補地として用地買収にかかったが、四十八年五月に至っても買収交渉は難航した。翌六月誘致事業促進のため県庁内に国立佐賀医大誘致推進本部を設置し、七月になって唐津市が医大誘致を表明した。県は用地買収が難航している高木瀬地区を断念して、佐賀市鍋島町に全力を注ぐこととした。そのころ、佐賀市鍋島町に「医大鍋島町誘致促進期成会」が発会し、翌八月には同町民の同意を得て誘致事業は一転して前進し、九月十日医大用地の買収調印式となって、誘致推進本部の努力が実った。

こうして四十八年十二月二十六日までに、医大用地として佐賀市鍋島町に面積約二万五、〇〇〇坪の買収が完了した。同年十二月二十九日、四十九年度予算閣議で国立佐賀医科大学の新設が決定した。これによって、県民の願望は達成され、国立医大創設準備県となった。四十九

年八月、国立医学教育機関創設準備室が佐大におかれ、当初は五十二年四月開講の見込みのもとに、四十九年十二月大学用地造成工事に着手、五十一年三月工事着工の計画がたてられた。

四十九年十二月、時を同じくして医大関連の教育病院としての県立病

院好生館は全面改築の必要に迫られ、県は五十二年十一月完成予定で直ちに工事を着手した。

五十年八月、県に国立医科大学設立準備室が設置され、十月文部省調査団の現地調査があつて、五十一年十月開学、五十三年四月学受入れが決定した。

五十一年三月、設置の促進、施設および設備の整備を協力するため、財団法人国立佐賀医科大学設置協力が募金目標四億円が発足した。その後、大学は



国立佐賀医科大学の完成予想図

五十二年三月校舎講義棟、六月基礎実習棟、さらに十二月には基礎臨床研究棟を着工し、五十三年三月国立一期校としての大学入試も終え、当初計画より一年延長されて五十三年四月開講された。

なお、佐賀医科大学は、入学定員一〇〇人（収容定員六〇〇人）、教官一八〇人とされ、また、附属病院は、診療科一八科、病床数六〇〇床で五十六年十月開院される予定であり、本県の医療水準の向上に果たす役割が期待されている。

(注) 医科大学誘致の背景は、第十一章衛生に詳述

三 奨学事業

教育扶助と 奨学事業の内容は、育英、扶助、奨励の三事業に分けられ、就学奨励 れる。

日本育英会法、母子福祉資金の貸し付けに関する法律に基づく修学のための資金が、貸し付け、貸与であって、その対象が主として高等学校以上であるのに対し、教育扶助は生活保護法に基づき、その対象を義務教育に限り、しかもそれは貸し付け、貸与でなく支給されるものである。

就学奨励は、就学援助法（略称）に基づき、小学校、中学校での教育の機会均等を確保するため、経済的理由で就学困難な児童、生徒に就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が学用品、通学費、修学旅行費、寄宿舎居住費の補助を行うことになっている。

(注) 就学奨励は、八四八頁に記述

奨学資金と 義務教育以上の高等教育において、優秀な天性の能力を育英事業 有する生徒で、しかも経済的な事情のためにその能力を

伸ばし難い環境にあるものを援助育成して、能力開発する事業が奨学事業であり、育英事業と呼ばれている。

日本育英会法（昭和十九年二月十七日）は、人材育成の観点から、国家的な育英奨学事業を行い、政府は日本育英会に必要な資金を貸し付け、また事業に要する経費を補助している。

日本育英会は、高等学校の生徒と大学、大学院、高等専門学校の学生に対し、一般貸与または特別貸与による奨学金を貸与している。特別貸与は特に優秀な生徒で、経済的理由で著しく修学困難な者に特別高額の奨学金を貸与し、その返還にも一部を免除するものとして進学を保障している。

県内の日本育英会の奨学実績は、年間貸与一般三〇〇人、特別貸与四五〇人平均となっている。

県の奨学事業 大正五年十一月本県東部を中心に陸軍特別大演習が行われ、大正天皇が行幸になりその折の御下賜金一、五〇〇円を元資金として、同年十二月二十八日県令第五五号で、「大正五年行幸記念佐賀県奨学資金」を設置した。そして資金より生ずる収入は、これを県内の中等以上の教育奨励費に充てることにして、ここらいう教育奨励は、中等学校首席卒業者に記念時計またはすずり箱等を賞与して篤学を奨励したもので、いまの貸与資金とは異なった。この資金は、終戦直後の物価変動とともに残金との関係から、これを教育奨励の項目に繰り入れて終わった。

その後、三十六年三月に、県育英資金貸与条例を制定した。この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する学生または生徒であって、経済的理由によって修学が困難な者に対し資金を貸与して、将来有為の人材

佐賀県育英資金貸付状況

単位：千円

年 度	36年度		40年度		45年度		50年度	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
高 校	25	450	40	720	42	874	125	5,196
大 学	10	750	20	1,584	32	2,640	42	4,368

日本育英会貸与状況

単位：千円

高 校	633	19,412	621	38,499	728	53,170	854	90,092
-----	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------

を育成することを目的とした。資金の貸与を受けるものの条件は、大学、高等専門学校、高等学校に在学する者で、

- 一 県内居住者の子弟であること
- 二 心身が健全で、学力がすぐれていること
- 三 学資の支弁が困難であること

の三条件である。

貸与額は、三十六年度以降数次の改訂が行われている。

育英資金の返還は、卒業後一年を経過したときから一五年以内に年賦または月賦で返還することとされ、また、返還猶予や、育英学生の卒業成績が特に優秀であったときは、育英資金の一部の返還を免除することも規定した。

佐賀育英会 佐賀育英会は、旧佐賀と松濤学舎 藩領内の各種の育英会を統合して、大正十年四月二日設立認可を受けて設置された財団法人である。

そして、佐賀出身の在京学生の修学を助けるために、東京都渋谷区に一、

二八八坪の土地を購入して、建て坪三四二坪の二階建て三八室を有する寮を建設した。名づけて「松濤学舎」とした。

当時、学舎敷地の内も外も、高くそびえた松が多く、閑静で、通学の便もよかった。選考されて入寮したものからは、わずかの寮費を徴収して勉学を助長し、卒業後退舎しても何の義務もなかった。

昭和二十年五月二十六日の東京空襲で無惨にも焼失したので、同区内の鍋島家の職員寮に移転した。そして焼跡の地所と、松濤町所在の鍋島家所有地五七二・五五坪と同所にあった古い木造の小家屋とを交換して、小規模ながらもできるだけの育英事業をつづけた。

その後、戦後の多難な時代のなかにあつて資金難に襲われ、古家の学舎経営も窮境に落ちたが、田中鉄三郎理事長は二十六年十一月佐賀育英会東京寄宿舎設立委員会を設け、建築の企画と資金募集に着手した。

理事長自らも私費を投じ、全国の佐賀県出身者の浄財で一、四〇〇万円の調達を得て、二十九年六月、二階建て二棟に付属建物を加えて、建て坪二三六・三二坪が完工した。その後建て増しをほかり総建て坪三一六・三二坪、七二人の収容力を持つに至った。

四十六年九月、一部古材使用の松濤学舎も年とともに、老朽化したため、売り払い、小金井市に敷地四、一三二㎡、鉄筋コンクリート三階建て、総工費二億七、四八〇万円を投じ、五九人収容の一人部屋と二人部屋が建設された。

久敬社塾 財団法人久敬社は、旧唐津藩主小笠原家を中心に在郷県人の懇親と向上を目的として、明治十一年東京小笠原邸で発会したもので、同十九年十一月、県出身の在京修学者の便をはかって小石川表町に小笠原家の提供で寄宿舎を開いた。同二十一年新築して収容力の増大を

はかり、同四十三年財団法人「久敬社」とした。郷里出身学生の指導助言と、同郷人のクラブを目的としたところに、久敬社の特色がある。

昭和十年一月東京都の道路計画のため、敷地を譲渡し一時閉鎖したが、十六年一月西大久保に着工し翌年完工して再開した。

幸いに戦災は免れたが、長年月を経て老朽化し、また、同所が都市計画に入ったこともあって売り払い、四十年十月神奈川県川崎市に土地を購入し着工、翌四十一年三月完工移転して現在に至っている。

六 私立学校

(一) 私学三法と本県の私学

私立学校は、国立や公立ではできない独自の校風と伝統とをその誇りとして、県民子弟の教育を果たしてきた。それは、通学区域のない自主選択、伝統の一貫教育、男女別学、宗教教育、技術教育、道徳教育、スポーツ振興等それぞれの特長を発揮して公教育を担当し、本県教育の振興に大きな役割を果たしてきた。

学制改革前までは、小・中・高女・大学の各学校令が適用され、該当規定のない部分は私立学校令が補充的に適用されていて、監督庁の権限が大きくはたらいっていた。新学制によって、私立学校の公共性を大きく認め、認可制などを廃して届け出制を採用するなど、監督庁の権限が大幅に縮小されて、私立学校が自主的運営で発展する道が開かれた。

二十四年十二月の私立学校法、二十七年三月の私立学校振興会法、二十八年八月の私立学校教職員共済組合法、いわゆる私学三法の制定で、

私立学校の助成と振興と福祉がはかられた。私立学校法は、自主性と公共性の協調確立であり、また、国や地方公共団体からの保護助成を規定したものである。私立学校振興会法は、学校の拡張や学部の振興のための補助、収益事業外は非課税とする税の減免等をはかったものであった。しかし、三十八年からの高校、四十一年からの大学の学生生徒の急増後、四十四年からは生徒数の減少傾向が続き、私立学校の経営は悪化をたどるようになった。そこで、国は私立学校へ経常費補助の途を開くため、四十五年五月私立学校振興会法を発展解消させて、日本私学振興

県内の私立学校

昭和22年10月現在

種 別	学 校 名	所 在 地
幼 稚 園 (7)	新道幼稚園	佐賀市
	精々	唐津市
	西唐津	唐津市
	伊万里	伊万里町
	弥栄	白石町
小 学 校 (8)	貝島炭鉱岩屋小学校	敵木村
	海の星学園	名護屋村
新制中学校 (1)	海の星学園	名護屋村
中 等 学 校 (4)	竜谷中学校	佐賀市
	佐賀旭高等女学校	唐津市
	清和	唐津市
	神陽高等実践女学校	神埼町

資料：佐賀県年鑑など
注：各種学校を除く

財団法を制定し、私立学校経営の安定機関とした。

そのほか、二十六年の産業教育振興法制定後は、産業教育のための実験実習の設備補助を二十七年から、同施設補助は二十九年から実施され、二十八年制定の理科教育振興法に基づく、理科教育設備整備費補助も三十一年度から実施された。また、三十九年度から始まった幼稚園教育振興七年計画実施でも教材教具ほか設備整備費の補助をはじめ、四十二年からは施設費にも及んだ。

本県では、二十五年四月十日、県私立学校審議会規程を定め、知事の諮問機関として審議会を設置した。

二十九年四月には、県私立学校教育助成条例を制定し、県内の私立学校に対して、三十一年度から施設設備補助を実施したのをはじめ、三十六年度から高等学校急増特別補助、さらに三十九年度からは高等学校の運営費に対する補助をそれぞれ実施して私学助成の充実をはかってきた。ことに、運営費に対する補助は、私学教育の充実と父母負担の軽減をはかる目的で実施したが、四十五年度からは学校法人立幼稚園にも拡大され、五十年には、高等学校運営費に四億円、幼稚園に六、八〇〇万円の補助を行った。

(二) 海の星学園と神陽学館

海の星学園 海の星学園は、正しくは学校法人カトリック学園と称すべきであって、プロテスタント、つまり新教に対して旧教と呼ばれるカトリックの教義を基調としている。同学園は教育基本法および学校教育法に従い、二十一年九月二十六日認可された。海の星小学校と、二十二年四月一日認可の海の星中学校を、それぞれ「隠れ切支丹」、またカ

トリックの島で有名な、東松浦郡名護屋村（鎮西町）の馬渡島に開設した。そして学園の事務所を福岡市におき、カトリック福岡教区長を理事長とした。当初はアメリカの手厚い援助のもとに、馬渡小学校のキリスト教関係の児童生徒はすべて転入学し、学校経営も安定していた。しかし、その後一〇年の歳月を重ね、島の人口も次第に減ってついに廃校のやむなきに至った。

三十一年三月一日、海の星学園の理事会は、学校法人経営の海の星中学校および海の星小学校の廃止とその善後策を協議し、三十二年限りで中学校、三十三年限りで小学校を廃校することを議決した。そして廃校後の児童生徒はそれぞれ馬渡小・中学校に転校編入させた。

海の星中学校廃校後の校舎は、同小学校で使用することとし、同小学校廃止後の校地校舎は赤字がある場合はその返済のために処分し、残りは宗教学区に譲渡することになって、机・腰掛など必要な校具は馬渡小・中学校に無償で譲渡された。

神陽学館と 神陽学 神陽女学校 館は明治三十九年五月、神埼町および有志家の発起



海の星学園と奉仕作業をする父兄
(馬渡島カトリック教会提供)

で開館したもので、当時、高等小学校二年卒業者（中学校二年修了）で、中等学校に入学できない者の便宜をはかった予備校的性格が強く、実業学校や師範学校志願者が実力養成を期して入学した。当館二年修了者は、竜谷中学校第三学年に編入試験受験の資格を与えられていた。

神陽学館は、神埼町二丁目の道沿いにあった。学館にひきつづいて明治四十一年四月、神陽女学校を創設し、本科、専修科各二年制とした。のち青年学校令によって神陽高等実践女学校と改称し、商業科を併置した。

学制改革に当たって、当時、県下四私立中等学校の改革がどう進められるかが話題になっていたが、二十三年三月末日、神陽高等実践女学校は廃校となり、四二年間の市民教育にささげた私学の幕を降ろした。校舎は神埼町が譲り受け、神埼町立神崎中学校が小学校の仮校舎から引越した。

(三) 私立高等学校

学制改革に際してその成り行きを見守られた竜谷中学校と清和・旭の二高等女学校は、いずれも新制高等学校に昇格した。改革実施前の各校の構想の動きは、当時の地元新聞によれば、次のようであった。

竜谷中学校は文科系の高校に昇格させ宗教教育に力を入れるが、学校設備、教師の陣容が比較的とのっているので高校昇格間違いないとみて、具体的な昇格方策はたてなかった。

清和高女では、昇格はまず校舎からというので神野町に約八、〇〇〇坪の敷地に一棟三八〇坪の校舎を新築するため、父兄会や同窓会に呼びかけ資金調達に乗り出した。

旭高女では、篤志家の大口寄付が集まっていたので、昇格資金は父兄会に仰がず学校自体でバザー等を開いた。昇格プランは翌年度から裁縫家事など家政専門の高校とする意向で、新しくシンク機など設備を充実させ、教師の陣容も整えるというのが、当時の状況であった。

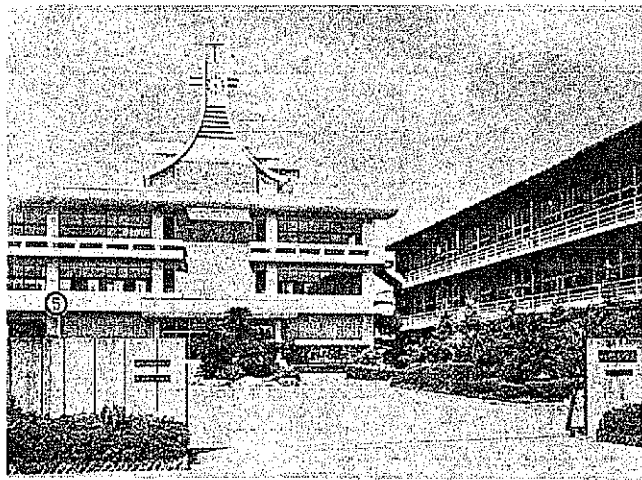
竜谷中学は、大学に進学するための普通科四学級と同校の特色を生かした宗教科、法経科の中に新聞科（仮称）を設けようとの意向もあり、教授陣充実のため九大から講師を迎えるという計画もあった。

清和高女では、大学設置の計画を研究中で、部門は職業科（農・工・商・家庭）と普通科に分れ、予算二〇〇万円で新校舎を佐賀市三溝に建てる計画であった。

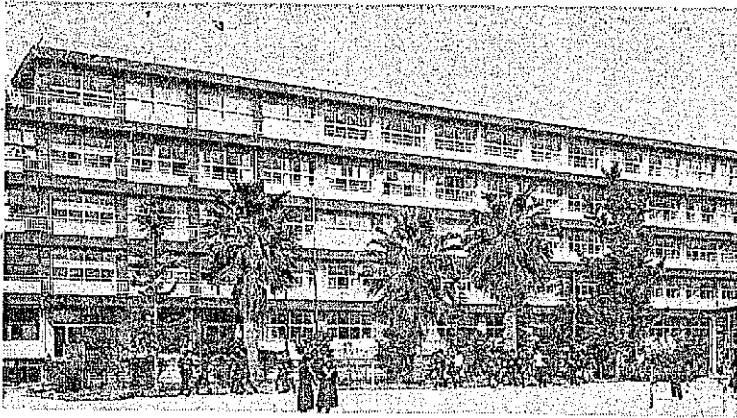
旭高女は、普通科は設けず、商業科三学級、家政科三学級の二科のみ設置し、女子実業教育を行う職業学校的な動きが注目された。

こうして二十三年四月、佐賀市内の三私立高校は予定通り開校した。

竜谷高校は、明治十一年浄土真宗西本願寺派が設立した「振風教校」に発し、仏教主義による全人教育に特色を生かした



竜谷高等学校



清和高等学校

高校で、全日制普通科をおいた。二十五年に学校法人竜谷学園認可、三十六年四月女子部を増設し同六月に女子部校舎の完工をみた。二学年から進学・就職コースに分け、就職コースには商業科をおいている。

清和高校は明治四十四年私立実科女学校として創設したもので、以来「明」の教育理念一筋に和顔愛語をモットーとし、週一時間の礼法を正科として情操教育を行っている。二十六年三月学校法人佐賀清和学園となり、普通科のほか四十三年に専攻科を設置し、九月新校舎が完成、四十四年被服科・食物科を設置、四十五年商業科設置、五十年四月県民や

医師会の要請で衛生看護科を新設するなど、私立学校としての特色を発揮している。

旭高校は、明治三十年四月家塾として発足し、大正十二年佐賀裁縫女学校として認可された。昭和二十一年三月財団法人佐賀旭高等女学校と改称し、学制改革で私立旭高等学校となった。二十六年四月学校法人佐賀旭学園となり、被服科を家政科に変更し、衛生看護科・家政専攻科を増設した。三十二年普通科を増設、四十一年旭学園佐賀女子高等学校と改称し、同時に県

立小城高校多久分校跡に多久校舎（家政・商業・普通の三科）を開設、さらに四十二年武雄市に武雄校舎（家政・商業・衛生看護の三科）を開設した。

四十三年武雄校舎が新築完工し、同年佐賀校舎に保育科と食物科を増設し、続いて四十五年衛生看護専攻科、四十九年家政科を服飾デザイン科に変更して時代の要請に応じ、また音楽科とインテリア科（製図・設計・レタリング・室内計画）を増設するなど、精力的に幅広い経営に取り組んでいる。

新学制施行後に創設された私立高校に、次の三校がある。

佐賀学園高校は、三十三年私立佐賀実業高校として商業科で発足し、三十七年には他校にさきがけて自動車教育を実施した。四十五年に普通科、四十七年情報処理科をそれぞれ増設し、四十八年学校法人佐賀学園高校と改称した。

教科の理念として「人間の素質には無限の可能性がある」を信条とし、その教育手段も実践主義がとられている。

佐賀中央工業高校は、三十年四月佐賀高等無線電信学校として、社会の進展に伴う中堅技術者の育成によって、将来の日本の繁栄を支えることを目標として発足した。三十五年学校法人佐賀電波学園となり、三十七年佐賀電波工業高校の設立認可を受けて、神野町から現在地に移転し、同時に電子科を新設した。

四十一年電気科と建築科を増設し、四十二年佐賀中央工業高校と改称して自動車科を設置した。さらに四十四年航空機関科、四十五年航空機関専攻科を増設したが、四十六年に前者を航空科、後者を航空専攻科と改めた。

なお、四十八年に土木科を増設し、県内唯一の工業系の私立学校としての特色を發揮している。

伊万里学園高校は、これまで述べた私立五校がいずれも佐賀市内に所在しているのに対して、伊万里市に創設された。伊万里地区では女子中等普通教育の学校不足が嘆ぜられていたので、これにこたえて浄土真宗本願寺派佐賀教区松浦組が中心となって、三十九年四月宗門関係の学校法人伊万里学園伊万里女子高校として発足した。

四十三年に伊万里学園高校と改称し、同時に男子の志願者も募集して男女共学を実施した。宗門関係の学園だけに、仏教精神による心の教育に根幹をおき、個性の伸長を目指している。

普通科（特別進学・普通・商業・家政の四コース）のほか、四十九年から、地元に進出している造船企業の背景と地の理から造船科を増設した。

四 私立大学

西九州大学 県内唯一の四年制私立大学である。四十二年八月学校法人永原学園が、神埼町の日の隈山に連なる丘陵上に、四年制大学設立の構想を練り、四十三年一月三十日文部大臣の認可をうけ、四月二十三日家政大学として入学式を挙行し、五月二十五日開学式を行った。

面積六万㎡の校地を造成し、五、九〇〇㎡の校舎に実験実習室、図書館、研究室、学生大ホール等の施設設備のもとに、研究と学生生活の充実を期して開学した。

家政学をあらゆる学問の基礎としてとらえ、家政学を振興することによって、生き生きとした人間像を育成し、社会の一員として世に送り出

すという教育理念をもった大学である。

鉄筋四階建ての中央棟のほか三階建て二棟があり、家政学科一〇〇人、家政学専攻五〇人、管理栄養士専攻五〇人、計二〇〇人の学生が、スクールバスを利用して高台の学舎に通学し、一般教育、外国語、保健体育、専門教育の各科目に取り組んでいる。

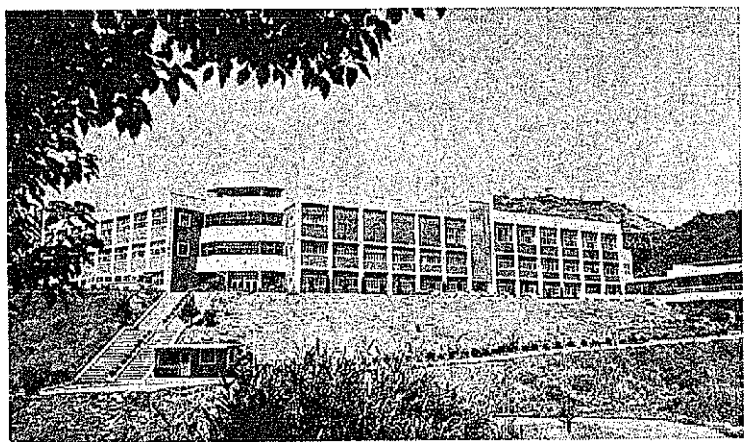
この大学は家政学部には珍しく男女共学である。

開学から七年目の四十九年四月、社会福祉学科を増設して社会福祉と児童福祉の二コースとし、同年六月、西九州大学と改称した。

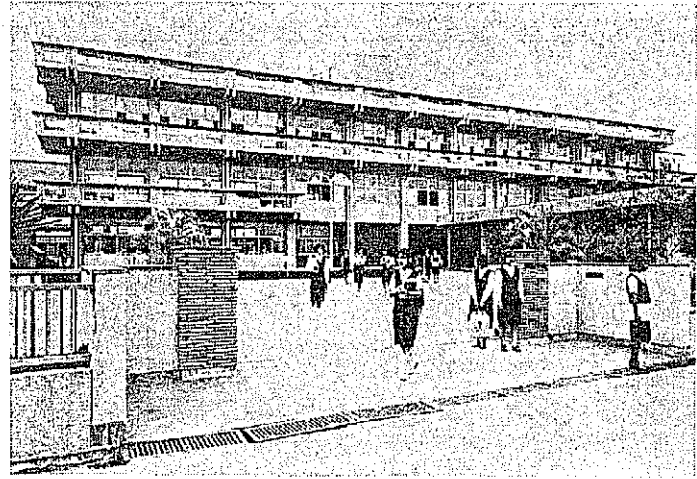
佐賀短期大学 戦後間もない、二十一年九月、佐賀栄養専門学校が創設され、二十九年二月学校法人永原学園を組織し、その後、同学園は大きく発展し、三十三年三月には佐賀保育専門学校を設立した。

そして三十八年四月十日佐賀短期大学を開学して食物栄養科をおき、翌三十九年には被服科、四十年には保育科を増設した。

被服科外の二科は同学園が経営する栄養専門学校と保育専門学校とを



西九州大学



佐賀女子短期大学

発展的に解消し統合した。

四十一年佐賀市神野町に鉄筋三階建ての新校舎の完工をみ、四十二年専攻科被服専攻を増設し、また、付属三光幼稚園を開設して保育科の将来に備えた。この保育科だけが女子の専修で、ほかの三科は男女共学を実施している。

佐賀女子短期大学
旭学園佐賀女子高校

の姉妹校で、四十一年四月家政科において開学した。

四十二年児童教育科を増設し、四十三年に家政科を食物学専攻と家政専攻に分離し、多久市に付属施設ひしのみ幼稚園を開設した。次いで四十四年には、佐賀市にも付属ふたば幼稚園を開設した。

また、四十四年に呼称変更した児童教育学科を、四十七年に初等教育専攻および幼児教育専攻に分離した。

竜谷短期大学 二十七年五月竜谷学園の創立にかかるもので、仏教科を設置した。次いで二十九年国文科を増設し、三十年には佐賀竜谷幼稚園教員養成所を開設して、幼稚園教育に対処した。しかし、三十七年に

保育科を増設したため、幼稚園教員養成所を廃止した。四十一年三月鉄筋三階建ての校舎が完工し、四十二年に保育科に応ずる付属幼稚園を開設した。

(四) 各種学校

各種学校の定義ともいうべきものは、学校教育法の第一条に掲げられた小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園以外のもので、しかも修業年限、授業時間数、教育を受ける者の数において、一定の基準のもとに学校教育に類する教育を行うものである。

各種学校は、学校教育法に基づくもので、二十四年八月、県洋裁学校協会が設立され、二十八年八月には社団法人県私立各種学校振興会の設立をみた。

当時は八七校の設置者または校長を会員とし、事務所を一時は県庁地方課においたが、現在は佐賀高等予備校においている。

各種学校の種類の変遷をみると、二十八年四月国立嬉野病院付属高等看護学院開設に次いで、三十二年十月県立病院好生館に看護学院を設置して以来、各種医師会の看護学院の開設が時代の要請を反映して隆盛となり、終戦後の洋裁学院ブームに代わっていった。

本県の五十年末現在の設立状況は六七校で、うち、和洋裁三〇、医療一〇、編物六、その他二一となっている。

七 社会教育

(一) 社会教育課の復活

社会教育は、戦前からの実業補習学校を中心に実施された。もともと社会教育は大正十五年から公民学校、昭和十年からは青年学校へと引き継がれて、学務課の所管であった。

昭和十五年四月、県学務部内に社会教育課が新設されて、翼賛体制下の県民の教化事務に当たった。しかし、十六年十二月太平洋戦争爆发



新日本建設運動用ポスター (多久市立図書館蔵)

による戦時体制の強化に伴い、翌十七年七月には機構の縮小改革で廃止され、内務部教育課が所管となった。

終戦直後の二十年九月、

文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表したなかで、社会教育に関して、国民道義の高揚と国民教養の向上が新日本建設の根底をなすものであること、成人教育その他社会教育の全般にわたってその振興をはか

る、国民文化の興隆を進める、統制によらない自発的青少年団体を育成することなどを訴えた。

翌十月、文部省内に社会教育局を復活させ、次いで十一月、社会教育局長通牒で、都道府県に社会教育協会を設置して、これまでの思想指導委員会のような組織を廃止するよう指示した。同時に大臣訓令および次官の依命通牒で「社会教育振興ニ関スル件」、「一般壮年層ニ対スル社会教育実施要領ニ関スル件」、「婦人教養施設ノ育成強化ニ関スル件」などを相次いで発し、終戦直後の混乱を防ぐよう努力した。

次官通牒のおもな点は、都道府県社会教育専管課の設置、青少年や婦人団体などの育成、学校施設の開放と教職員の協力、社会教育団体の活動促進、図書館・博物館等の整備と増設、各種講座の開設など、戦後施策の基本的な方向が示された。

これら戦後の社会教育施策の背後で、その推進力となったものは総司令部 (GHQ) の民間情報教育局 (CIE) であり、このもとで、地方軍政部 (二十四年七月一日民事部と改称) が、民主化の早急実現を期して指示巡回に協力した。

また、アメリカ教育使節団の報告書でも、社会教育に関しては、民主化推進の上から成人教育の重要性を指摘し、具体的には、行政の民主化、指導者および図書館等の充実、PTAの奨励、大学などの開放等を勧告し、また討議や協議の重視等、方法上の改革をも示唆した。先に挙げた社会教育協会や、二十一年五月文部省および都道府県、市町村に社会教育委員制度が設けられるようになったのも、社会教育行政の民主化のための措置であった。

こうしたなかで、文部省は二十一年七月「公民館設置運営の要綱」と

婦人教養施設「母親学級」の委嘱を通達し、同年八月には社会体育の普及奨励について通達するとともに、「社会体育実施の参考」を配布した。そして十一月には、国民の復興意欲を盛り上げる意味から、第一回国民体育大会が京都を中心に阪神方面で開催された。

二十一年十一月十八日、県は教育民生部を設置するとともに、教学課を学務課と改称し、新たに社会教育課を新設して機構を強化した。

(二) 社会教育機構の整備

県の社会教育協会の設立は、社会教育課の復活設置より早い二十一年七月のことであった。会員募集と会費の拠出、市町村の寄付金募集を始めて、協会の活動資金造成に着手した。個人の加入は一口年一〇円、青年団・婦人会の団体は二〇二〇円とし、一般は一戸五〇銭として七月末日を限った。協会に対する文部省の補助金は八、〇〇〇円、県の助成金は五、〇〇〇円で、募集当時の予算は、七万五、四二〇円であった。

協会の事務所は当時、県の教学課におかれていた。

本県では、社会教育協会と同時に、社会教育行政にひろく各方面の良識と経験を反映させ、民間と行政との緊密な連携をはかるため、社会教育委員を設置することになった。県にはすでに戦前の昭和七年九月、各市町村に社会教育委員を設置し社会教育の振興に当たってきたが、これを一応解散して、今後は新しく設置することになった。選出は、二十一年五月文部省が示した「社会教育委員規程」に準拠することになって、県二〇人、市町村五、二〇人、任期二年、名誉職として無報酬、市町村長の意見を聞いて知事が委嘱した。

県は社会教育のための集会場として、大正十三年一月、現在の大和町川

上の春日山に会館を建設し、「春日山道場」と呼んで戦時中は国民精神作興のための修練場としていたが、昭和二十二年三月七日春日山公民クラブと改称し、宿泊設備を整えた。さらに三十一年四月

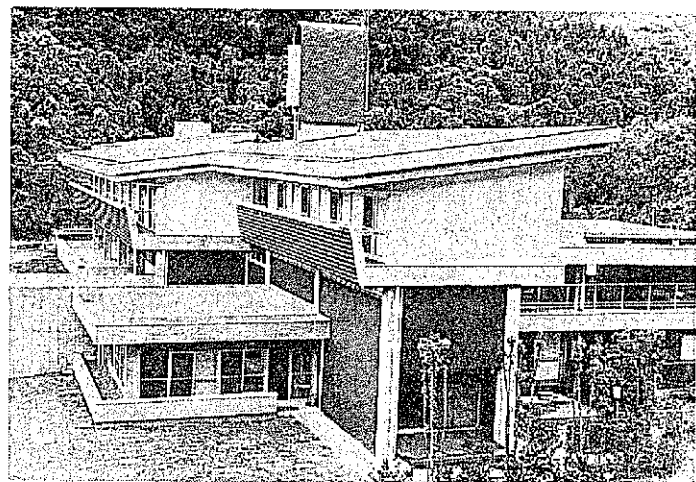
からは社会教育会館と名称を変更した。その後、四十二年八月六、四九〇万円を投じて全面改築し、県青年の家を設置した。

二十三年三月十日、社会教育の中心となる公民館の重要性から市町村公民館の普及発達をはかり、県内の文化活動を強化することによって、県民の教養を高め文化と産業を振興し、県勢の発展に寄与するため、県中央公民館を佐賀市松原町の県図書館に設置した。

そして業務執行のために総務、文化、民生、図書の一部をおいたが、図書部の業務はこれまでの図書館を吸収したような形となって、相互の歯車がかみ合わないという運営面の難点も生じた。

これから三年後の二十六年三月七日、中央公民館は、科学、芸術その他県内の文化活動を強化促進するため、県文化館となった。

また、同年十二月制定の博物館法によって博物館相当施設となった



県青年の家（昭和42年8月新築）

が、これから以後のことについては、別項の博物館に譲ることとする。

（三）公民館と社会教育

昭和三十年十二月十六日、衆議院議員選挙法が改正されて、選挙年齢は二十五歳から満二十歳に繰り下がり、婦人の参政権が確立した。

総選挙を前に選挙法改正に伴う公民教育、政治教育の必要に迫られた。県は十二月二十日から二十五日まで一郡一か所で、「公民教育講師講習会」、別名、政治教育指導者講習会を開き、これが市町村内末端部落への伝達を十二月末日までに終わるよう早急に指示した。

こうして社会教育の重要緊急な施策が動きはじめた頃、二十一年五月、教育刷新委員会は、「社会教育振興方策について」を建議した。

建議内容は、①社会教育費の増大、②社会教育関係の立法の必要、③公民館の設置、運営、機能について、④学校開放、⑤社会教育関係団体の性格、運営、の五項目にわたっていた。

この建議が生かされて、二十四年六月十日社会教育法が制定をみた。これは、日本ではじめて社会教育行政に法的根拠を与えたものであった。そして、図書館、博物館は、社会教育のための機関とすることだけを明記して、それぞれ単独法によることとした。二十五年四月、図書館法、同五月文化財保護法、二十六年十二月博物館法、二十八年八月青年学級振興法、三十六年六月スポーツ振興法と制定されたのも、社会教育の趣旨に基づいたものである。

公民館の設置については、二十一年七月、文部次官名で「公民館設置運営について」を通牒し、同時に解説書「公民館設置運営のしをり」を添えて、全国市町村に配布した。



公民館設立を急げと説く 佐賀軍政部バーツ (昭和22年 5月 8日 佐賀新聞)

新生公民館は、社会教育活動の中心をなすもので、社会教育の根本が住民の自発的学習の基盤をつくることであり、自主的に学習できる環境を整備することにある点から、その存在が大きく浮かび上がった。

これを受けた本県では、同九月四日内務部長名で「……青年学校の運営と併行して適切な公民館を設置せらるるよう」依命通牒した。次いで同十二月十日、県社会教育協会会長名（知事）と民政部長名で、県下二三市町村を公民館設置の指定市町村として委嘱して、設置を急いだ。

二十二年四月、「新憲法公布記念公民館設置奨励運動」を起こし、公民館建設に一、一〇〇円〜二、一〇〇円を補助する等の助成措置をとった。

また、県はこれとは別に一市町村五〇〇円を助成して、新憲法精神普及講座の特別助成金にするとともに、未設置市町村の公民館設置と、各種成人講座の開設や育成に努めた。

次いで五月、文部省・県共催の社会教育研究会を開き、六月には郡市別社会教育研究会秋期開催（二日間）の計画を発表して、憲法普及と公民館設置の推進をはかった。

戦後の多難な時期に、一般大衆は「憲法より食糧を」と叫ぶ声が強く、憲法普及も成人講座も振り向くものは少なくて、社会教育の担当者

は人集めに苦勞した。二十二年九月、県は市町村別に、一般大衆への公民館の理解と設置運営指導のため、公民館講座を開いた。国際問題、公民館、父母と先生の会、道義問題等が当時の講座内容であった。また、県は公民館運営指導の一環として、県下全市町村に、二十二年度は両親学級、二十三年度は社会学級の講座を開設した。

これに合わせて、市町村間の社会教育の横の連絡をはかるため、広報紙「社会教育通信さが」を二十三年三月一日付で発行して、月刊とした。混乱の中から立ち上がる日本の社会教育は、独創的な公民館という社会教育施設と、はじめて立法化された社会教育法を軸として出発した。県は公民館理解の一助として

- 一 今日の日村 明日の村（昭和二十五年七月）
- 二 公民館運営事例集（昭和二十六年二月）
- 三 公民館の運営について（昭和二十七年十二月）
- 四 モデル分館概況報告集（昭和二十八年三月）
- 五 本県公民館の現況（昭和二十八年五月）

等の実践記録を発刊した。

公民館設置が県下の九〇％に達した二十五年十二月、県・市郡に公民館連絡協議会を結成して公民館未設置市町村の解消に乗り出し、その結果、二十六年の公民館一〇〇％設置は、福島、石川に次ぎ第三位であった。

公民館が新設されるたびに記念講座を開設して公民館活動の認識を高め、普及率は高まった。なかでも、二十二年九月佐賀市で開いた「市民学校」、二十四年二月、同会場での「成人講座」など、市民の足をひきつけ、理解を高めた。このような機運に動かされて、中学校建設に当たり財源難に苦しんでいた佐賀市の地区公民館の設置も、二十六年度に達成

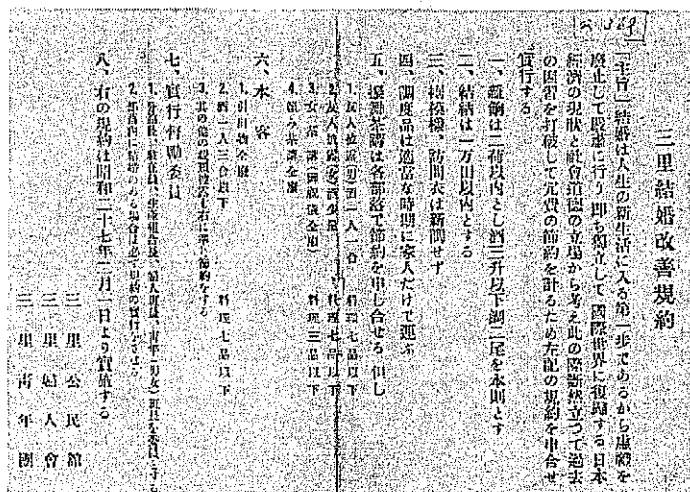
した。二十六年十一月には、「全市町村設置記念」と銘打って県下公民館大会を開いた。

二十九年四月、県教委では町村合併で誕生した新市町村に対し、中央公民館の建設を勧告した。二十九年度武雄市をはじめ、三十五年度鳥

- 栖市、三十六年度嬉野町、四十一年度佐賀市、四十六年度鹿

島市、四十七年度北茂安町、白石町、川副町、四十八年度浜玉町、有田町と続いて、各市町村の近代的中央公民館が建設された。これにつれて全部落公民館の改築新築も一〇〇％の域に達した。

施設の進展とともに、公民館運動も活発となって、三十八年六月佐賀市に開設した老人学級「弥栄大学」は、現在の高齢者学級の草分けとなった。三十九年七月には佐賀大学教授陣を総動員して小城町を中心に、「小城農業大学」が開講した。四十七年六月牛津町に発したオアシス（お早う・有難う 失礼 すみません）運動の展開、四十八年十一月オイル・ショックの際に県が提唱した「物を大切にす運動」も公民館の



公民館活動の一環としての結婚改善規約
(昭和27年 三里公民館)

新生活運動の力強さを示したものであった。

五十一年の若楠団体が、部落公民館の協同炊事による民宿によって、外には県外遠来の選手団との友情を深め、内には県民のスポーツ振興の理解を高めた。これは、公民館の社会教育活動の背景と、部落公民館という末端の基礎的な社会的施設との一体化によるもので、住民に公民館活動の価値を改めて認識させた。

四 社会教育関係機関と団体

社会教育関係の機関として社会教育委員、社会教育協会、公民館連絡協議会については、それぞれの関係項目で述べたので、ここでは視聴覚関係を採りあげることとする。

視聴覚教 二十三年一月、進駐軍によるアメリカ教育映画機器の貸与育の振興があつたが、これはアメリカの宣伝紹介ばかりではなかつた。貸与されたものはナトコ映写機一五台、ベル映写機二台、ベスニール幻灯機二台、レコードプレイヤー一台、CIE（民間情報教育局）フィルム四五〇本、展示資料五〇組であつた。県はこれを、県本部、ライブラリー（フィルム図書館）と二市八郡に分け、フィルムと展示資料はライブラリーに確保して、巡回貸し出しを行った。

はじめは、各市郡に嘱託技術員を駐在させて担当郡内を巡回させたが、技術員養成が進むにつれ、二十七年から専任視聴覚教育係二人を各郡教育事務所配置した。二十五年九月、県視聴覚教育審議会を設置した。委員には視聴覚教育に関係ある官公吏、県会議員、市町村長、学校長、各種団体の長、視聴覚教育に関し学識経験ある者三〇人を選び、県教委が委嘱した。各市郡ごとに地方部会もおき、審議会の事務局とライ

ブラリーは県社会教育課内においた。

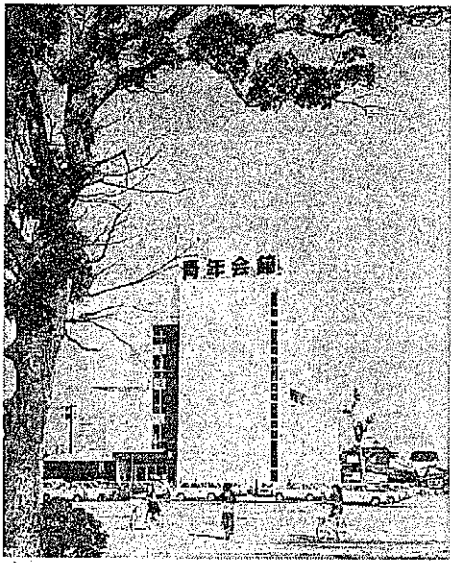
この視聴覚教育審議会と前後して、同年八月視聴覚教育の振興を目指して、県視聴覚振興会を結成した。これは各市郡別にも結成されて、各市町村を構成組織単位としたので、視聴覚教育の機材整備と活動が著しく進展した。二十七年一月三十一日には、県視聴覚教育大会が県青年会館で開かれた。この教育大会の決議で、全市町村に映写機を設置することを採択した。このころになると、貸与品のナトコ映写機の巡回または貸し出しのみに頼っては不充分として、市町村自体で国産の機材購入がみられるようになり、国産一六ミリ発声映写機が各市郡に整備された。

こうした状況の中で、二十六年度の全九州放送教育研究大会は、唐津市が開催地を担当した。

放送施設も年ごとに進み、三十一月三月佐賀市で初めてテレビ受像がされ、七月には佐賀駅待合室でテレビサービスが行われ、東京・大阪に次ぐ九州では初の施設になるなど、放送機器の発達をみるようになった。

青年団活動 終戦後復員した青年団員の増加で、青年団はいち早く再編成に取り組んだ。県下一二一の地域青年団は、二十一年十一月県連合青年団を結成し、翌十二月佐賀市城内武徳殿の一角に事務局を開設した。ところが、当時占領軍軍政部の方針に対し、「連合」については戦時中の全体主義に通ずるものと誤解されるおそれがあつたが、敗戦後の日本を救うという青年の使命感を自覚した団体の連合体として、あえて連合の文字を崩さなかつた。食糧欠乏時の佐賀市青年団と農村青年団が連携して野菜供出運動を展開し、市内の野菜不足の緩和に努めた事例等はこの使命感の現われであつた。

こうして立ち上がった連合青年団は、翌二十二年一月、機関誌「若い



県青年会館 昭和49年新築移転

つて建設された。その後、この会館も手狭となつて四十九年十月、佐賀市日出一丁目に鉄筋五階建てが完工した。総工費は二億五、四〇〇万円、県はこの建設に六、〇〇

人々」を創刊した。

新生青年団の運営は軍政部の指導助言もあって、教養・レクリエーション・社会奉仕の三本の柱を軸にしたが、討論等の新用語や運営の技術と方法は、団員にも受け入れられて、地方でも職場でも、討論会、演劇、音楽、新しい六人制バレー、ソフトボール等、文化と体育に若者の情熱が傾けられた。二十五年九月炭都杵島郡大町町では、個人の自由裁量に任せるグループ活動の母体として自由学校を始めて、青少年育成の一環としたところもあった。

また、従来からの青年団の夜学会は、やがて青年学級へ発展していった。そして、二十八年八月、青年学級振興法として法制化された。

一方、二十三年から二十四年初めにかけて団活動の拠点とすべき会館建設運動が行われ、この結果、佐賀県青年会館が二十四年七月着工し、同十一月完工した。青年会館は、佐賀市旧松原公園内の敷地四九五坪に総工費六五〇万円で、物資難等の苦勞を乗り越え、県下青年団員の総意によ

〇万円を補助している。

PTA 二十二年三月七日、文部省は、父母と教師が子供の真の幸せを願ひ、協力して学習し実践する「父母と先生の会」設置に関する資料を配布した。翌二十三年六月には早くも第一回全国協議会が開かれた。

同十二月文部省は父母と先生の会の参考規約を各都道府県に配布してPTAの結成を促した。これは当時、子供を中心として精神的環境整備をはかる米国式教育の導入であったが、日本の父兄会と相通ずるところがあつていち早く結成されていった。二十七年十月には日本PTA全国協議会の結成となり、翌十一月には全国高等学校PTA協議会も発足した。本県では、二十三年五月二十八日、佐賀市で県中学校育友会連盟の第一回総会が開かれた。総会は次の六項目の要望を決議し、二項目を協議検討事項とした。

- 一 佐賀県中学校育友会連盟第一回総会決議
 - 一 教育費の増額
 - 二 敷地の獲得
 - 三 独立校舎の建設
 - 四 資材の優先的配給
 - 五 教員の待遇改善
 - 六 教員養成機関の完備充実
- 同協議事項

- 一 不良化防止の具体策
 - 二 育友会はいかなる教育を希望するか
- PTA発足当初は、小・中学校併設の関係から、町村単位のPTAとなり、小・中学校PTA組織が合同または一本化されて結成された。二十六年十一月、第一回県PTA大会が唐津市で開催された。二十九年の県財政の窮迫から人員整理が表面にでくると、県PTAはいっせいに立つて教員整理に反対した。三十一年県財政再建に伴う教



県 P T A 会 館
(昭和45年5月完成)

員削減問題では、反対と善処方の要望陳情が知事・県議会に対して行われた。そして教育を守る県民大会を開いて、計画案の修正を要望した。しかし、三十二年二月の佐教組の休暇闘争には、絶対反対を叫び、あくまでも話し合いを主張し、P.T.A.県連の各地区別教育擁護決起大会、県連主催の教育を守る県民総決起大会を開催して、教員削減による教育の低下防止に努めた。

三十八年八月、全国公立幼稚園P.T.A.連絡協議会が創立されて、ここにはじめて幼稚園から高校までのP.T.A.が結成された。

四十五年五月には、佐賀市に県P.T.A.会館が落成した。

婦人会 終戦後の団体の決起は青年団に次いで、婦人層であった。ことに選挙法改正によって一挙に参政権を手にした婦人の政治教育と婦人の自覚を促すことは、当時の重要な社会教育の任務であった。

二一・一・一六 県下二〇四市町村に母親学級設置

一・二〇 佐賀市に婦人平和クラブ設立

二・一〇 県婦人連盟結成

- 四・二〇 衆議院議員総選挙・婦人初投票
- 五・一六 新女性講演会(婦人将校クレイト中尉・旧制佐高)
- 七・一七 佐賀市内校区ごとに婦人会結成
- 八・一九 女性文化講座(佐賀高女)
- 二二・二・二〇 婦人警察官誕生(入所式)
- 七・ 佐賀少年刑務所に女性教官を配置
- 二〇・八 婦人教養大会(C.I.E.U.イード女史)
- 一〇・二四 県連合婦人会結成(事務局、県社会教育課内)
- 二三・三・八 県婦人解放大会
- 六・八 県連婦人会結婚改善運動決定(結納最高五、〇〇〇円)
- 一〇・五 県教委選に婦人一名当選
- 一一・一一 町村婦人幹部講習会(春日山公民クラブ)

「佐賀新聞から」

これは、終戦直後の婦人の進出と運動の一端を表わしている。

県連合婦人会は戦後のインフレのなかで、結婚改善に次ぐ物価問題と取り組み、この運動は、二十六年に生活協同組合設立となった。当時、婦人会員は約三万三、〇〇〇人といわれ、一人一口一〇円の出資をし、三二万余円で、県連合婦人会事務所内に設置した。

二十七年三月、連合婦人会は婦人連絡会と改称し、各市郡もこれにならった。

同年五月から婦人週間が始められ、毎年目標を掲げて婦人大会が開かれた。また、この年はわが国の独立を記念して青少年の純潔を守り、不良化防止の上から家庭環境の浄化の意味で、オパール運動を開始した。

二十六年ころから婦人会館建設の気運と、その財源造成に会員一日一円貯金の構想が生まれ、この運動を三十年四月まで続け、ついに同年十月待望の会館を佐賀市神野町に完工させた。敷地一、四八五㎡、建て坪

六六一・六五㎡、総工事費二、〇〇〇万円で、大衆浴場を付設して維持費に充てた。

(四) 青少年の健全育成

非行化防止 敗戦後のわが国は、極度の住宅難、物資難に直面していた。国民は、まず食を求め、衣を求めることに奔走していたが、一方にヤミ市の盛り場や駅構内の構内、またはすし詰め汽車の中などで食をねだり、くつみがきを強要する浮浪児の姿があった。

当時その対策としては、将来性ある青少年の非行防止のため、二十一年十一月に、警察部の刑事課に少年係を創設し、各警察署にも設置した。翌二十二年四月、県に、児童保護委員会を設けて、知事を会長とし、非行化と孤児・浮浪児の保護対策に当たった。

二十三年四月、児童福祉法の制定に伴って、県中央児童相談所を開設し、同月二十九日には県地方児童福祉委員会（委員一七人）を設置して、これら救済機関の機能發揮に積極的に乗り出した。

戦後の不安定な国内の横相を背景として、二十四年五月衆議院および参議院で、青少年の不良化防止の決議がなされるにいたって、青少年問題は大きくクローズアップされた。同年十月、県では警察の少年係をはじめ児童保護委員等を通じて、少年保護観察の強化を行った。当時の警察は、国家地方警察と人口五、〇〇〇人以上の市町村の自治体警察に分離していたので、警察間の少年係の連携強化が特に強調された。

しかしながら、二十四～二十六年と少年犯罪は上昇した。二十八年四月一日、県教育委員会は、青少年教育のために必要な専門的・技術的指導助言者として、青少年指導員を設置した。

青少年関係の各種委員会や協議会等の構成員としては、市町村長、検察局、警察部、学校、医師会、育児院、婦人会、青年団等があったが、こうした機関団体の連絡機能の成果を挙げるには法的根拠の裏付けが必要となり、国は二十八年七月、青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法を制定した。

これに応じ県では、同年十月十二日、県青少年問題協議会設置条例を制定した。この協議会には専門事項の調査を必要とする場合もあるので、専門委員を設けることとした。

この協議会は県下全市町村にも設置されたが、大山村（西有田町）はそのトップを切って同年十月末に発足した。

こうして二十六年をピークとする青少年犯罪は、その後、量的には減少傾向をたどったものの、質的には凶悪化、粗暴化がみられた。各警察署巡査駐在所（当時の呼称）に、「少年身上相談所」の看板を掲げたのは、三十年三月からのことである。

三十一年以後、日本の経済復興のつち音が高くなっていくに従って、「もはや戦後ではない」のことが流行し、マスコミの発達、テレビジョンとくにカラーテレビの普及、どぎつい週刊誌や映画ポスターのはんらん、マイカーの激増等に伴って、青少年犯罪は再び増加した。

ことに青少年の交通事故発生が上昇し、四十年を再度のピークとするに至った。県警察でも、三十二年四月、少年非行防止のモデル地区を設定したり、三十五年には県警保護取り扱い要綱、県少年警察活動要綱をまとめるなど、対策を進めた。

県では、青少年問題協議会を中心として、三十五年九月、遊戯場組合や質屋組合など、青少年が関係し易い業者との懇談会を個別に開き、非

行防止対策として青少年の入場を断ること等を申し合わせ、各組合員に
対し連絡徹底に努めた。四十一年一月に至っても再度申し合わせ事項の
確認がなされたが、このころになると環境浄化に対する社会的関心の高
まりに伴い、業者自体の自粛と、申し合わせが強化された。

青少年の育成 二十六年一月全国青年団大会は、佐賀会場の県青年会
館で、日本青年団協議会の結成を決定した。これを機にBBS連盟やボ
ーイスカウト、日本青少年赤十字、4日クラブ等青少年の自主活動団体
が、次々と結成、組織化されていった。

国でもリダー育成に力を注ぐとともに、次第に高まりつつあった国
際化に対応して、三十四年から青年海外派遣事業を創設し、国内的には
全国各地に「青年の家」を建設して、青少年健全育成の拠点とした。国
立阿蘇青年の家が開所したのは、三十八年七月のことであった。

このころ、県内では石炭の斜陽化と、一方では工業力の成長が進み、
農村の過疎と都市の過密化の進行するなかで、青少年の非行が増加し
た。本県では健全育成の対策として、三十八年から県青少年団体連絡協
議会を結成して、主要青少年団体相互の連絡提携の場とした。

佐賀市では三十九年八月、佐賀市少年センターを設置して、組織の育
成、早期発見と補導・情報資料の整備・関係機関や団体との連絡協調に
当たり、唐津市でも四十二年七月、青少年センターを設置した。

三十五年ごろから青少年保護・育成の気運が盛り上がり、児童福祉審
議会でこれら条例制定について論議がなされたが、三十六年にいたって
条例制定の必要を認めない旨の答申がなされた。

一方、四十四年三月、県議会でも条例制定の論議がなされたが、条例
制定にはいたらなかった。

そのほか、健全育成の
統合をはかる上から、青
少年問題協議会を中心
に

四十年十月、毎月第一日
曜日を「家庭の日」と定
めて、家庭内の対話によ
る健全育成の方策をと
った。翌四十一年十月、こ
の趣旨に賛同する県下一

九九の民間各種団体や個
人が参加して、「県青少
年育成県民会議」を結成
した。

その第一着手として健
全図書の内容を計画し、
四十三年から年一冊づつ「郷土史に輝く人々」のシリーズを編集して、
健全育成の一助とした。

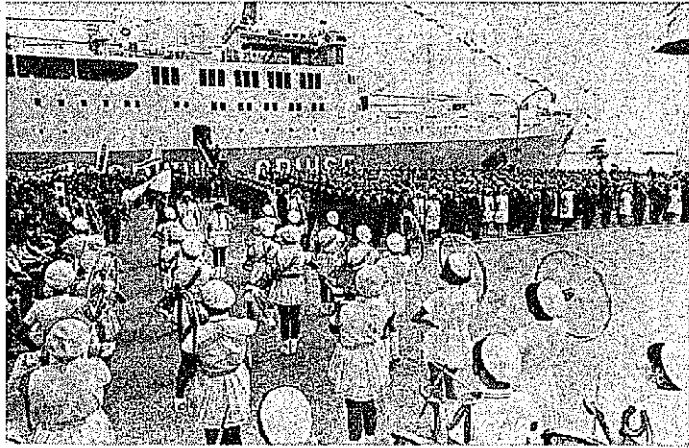
四十六年には、シンナー遊びが激増したため、県民会議はシンナー関
係のあらゆる業者の集会をはかり、有機溶剤販売の強力な自主規制の申
し合わせを決議して実行を誓った。

県民会議は、総務、家庭・社会、教育・補導、産業・勤労の四部会を
組織したが、県民運動の末端徹底のため、四十六年四月には青少年育成
推進指導員を設置した。

次いで五十年十一月、青少年育成県民会議青少年バス運用規程を制定



県青少年育成県民会議結成大会 昭和41年10月



青年の船出港式 昭和45年10月

した。これは社団法人青少年育成国民会議から委託をうけたバスを、県民運動や育成事業に利用する運用規定である。

一方、健全育成施設として、県は四十二年八月、佐賀郡大和町の県社会教育会館跡に、県青年の家を開設した。唐津市では四十四年三月、唐津市都市青年の家、四十七年三月唐津市勤労青少年ホームを建設した。

また、佐賀市では、四十七年三月、佐賀市青年の家を設置した。県は両市の各施設に各五〇〇万円の建設補助を行った。

一方、青少年の社会参加の一環として、国は、青少年の国際的視野の拡大と心身の鍛錬をはかるため、三十四年度から「青年海外派遣」、四十二年度から「青年の船」派遣を始めており、毎年本県代表青年も派遣されている。

四十七年からは「九州はひとつ」の考えから、九州各県の共同事業で、「九州青年の船」が東南アジアを二回訪問し、第三回から中華人民共和国を訪問して日中友好にも貢献した。本県から毎年この九州青年の船に四六人の青年が参加し、五十年までにその参加は約二〇〇人のほり、これら

の青年は、帰国後、海外で得た知識や経験をいかして、職場や各地域で活躍し、郷土の発展に貢献している。

六 県立図書館

大正三年二月、佐賀市松原公園内に二階建て洋館で落成開館した鍋島家私設の佐賀図書館は、昭和四年四月、県に移管されて県立佐賀図書館と改称して、終戦を迎えた。

終戦後の図書館 二十年十月十日、佐賀軍政部が佐賀市中の小路の旧佐賀連隊区跡（検査庁敷地）に設置されると、やがてCIE（民間情報教育局）図書館の開設とフィルムライブラリーの設置が要求された。そこで佐賀図書館の児童室を婦人閲覧室に移して、児童室をCIE図書館に開放し、二十二年から発足した。

フィルムライブラリー（映画スライドの保管・貸し出し施設）は、軍政部の指示に従って、社会教育課に設置した。

一方、国防軍備、戦意高揚、反国際的で戦後の現実に着しく遊離している出版物については、教科書等は墨の棒線を書いて削除したが、図書館ではできないことなので、戦記・武術・刀剣に関する図書約三、〇〇〇冊を別置き、戦没図書として閲覧禁止とした。一時は焼却論の声も聞かれたが、館長の努力でこれをやめ、独立回復後検討を加えて、資料価値があるものは、元の書架に返した。

一方では県下公民館の中核として、二十三年三月県中央公民館を設置し、本館の新聞閲覧室を閉鎖して事務所を設け、図書館長が中央公民館長兼務となった。しかし、図書館活動としては、その業務を中央公民館の図書部に移譲した形となり、一見変則的になった。これは占領政策の

推進という軍政優先の結果であった。この年七月、先の肥前史談会に代わる県郷土研究会が図書部から発足した。

二十五年四月三十日、図書館法が公布され、これまで勅令によった図書館令が、法的に基礎づけられ、その公共性によって設置主体を地方公団、または民法第三四条に規定する法人に限定された。

当時の県下の図書館は、県立一、市立一、町立五、村立一、私立二の計一〇館で、全国の図書館の蔵書平均一、〇〇〇冊、公民館図書部二〇〇冊に対して、本県の場合は図書館一、三四〇冊、公民館三二五冊で全国平均よりやや優位にあった。しかし、必要とされた一人当たり〇・六冊に比べると、県内一〇館の総蔵書一三四、〇九四冊に対し、当時の県人口は九四万人で一人当たりは〇・一四冊となり、必要冊数には遠くおよばぬ数字を示していた。

また、図書館法制定で、二十五年十月三十日、県立図書館設置条例を公布した。これによって昭和四年以来の県立佐賀図書館は、佐賀県立図書館と改称した。

独立回復後の二十六年四月一日、県中央公民館を廃止し、新たに科立図書館、学・芸術その他文化活動促進のため、県文化館を設置した。ここに、中央公民館の図書部の業務は完全に図書館に復帰して、名実共に備わった県立図書館となった。そして、一方の県文化館は、二十六年十二月一日制定された博物館法による「博物館相当施設」として、文部省の指定を受けた。

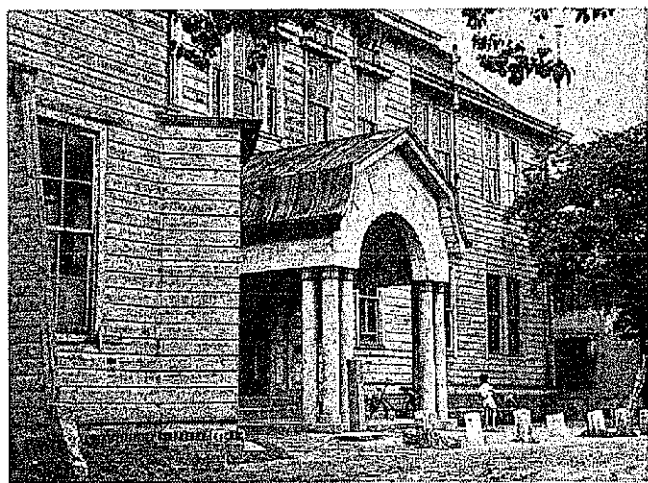
県立図書館の戦前からの懸案事項として、佐賀県史の編さん事業と図書館の改築とがあった。しかし、事変から戦争、そして終戦後の疲弊、県の財政難のため、共に目の見ることができなかった。それで、県

史についてはまず資料収集の段階から始めることとして、史料編の刊行から着手した。三十年に「佐賀県史料集成古文書編」第一巻を刊行し、以後毎年一冊づつを刊行して、現在十七巻を終えている。

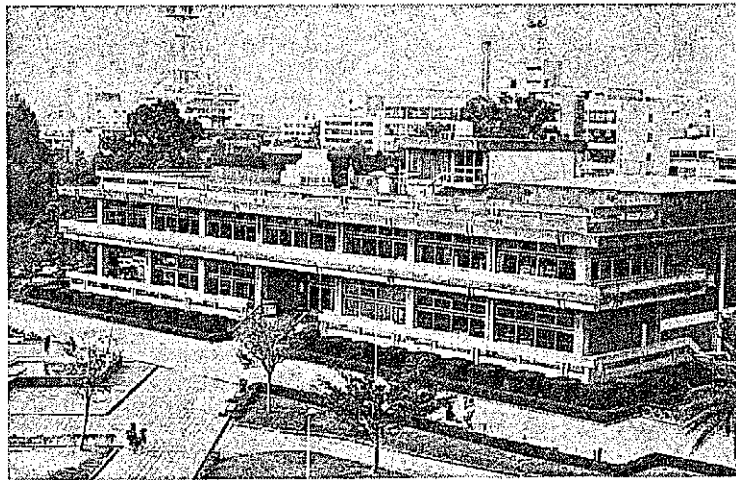
図書館の改築は、戦後になって二十三年、二十五年の増築案、二十九年からの三か年計画改築案も、赤字団体となった県財政のため実現を見なかった。三十三年には改築期成同盟会が結成されて、浄財を基金とする動きも発足しかかったが、県民生活に直結する重要文化機関を浄財のみに頼ることの不本意さから、準備段階だけで廃案となった。

しかし、三十五年に至って待望の改築起債が認められて、松原町の旧地から元県立佐賀高等女学校跡の現在地に三十六年十一月に着工した。総工事費一億二、七〇〇万円、鉄筋コンクリート二階建て、面積一、二五八・七五㎡、延べ面積三、三九七・四五㎡で、県下の図書館活動の原動力となるにふさわしい近代的な建物が、三十七年十一月完工した。

改築した県立図書館は、大正三年以来五〇年の古衣を脱いで、三十八



旧県立図書館（大正3年2月建築）



新 県 立 図 書 館 (昭和37年11月完成)

年の新春を迎えた一月二十五日、落成開館式を挙げて輝かしくスタートした。そして開館後の一週間は各種の記念行事が開催された。
この記念すべき三十八年の開館から、機動力ある移動図書館としてのブック・モービル「ともしび号」が、巡回を始めた。
次いで三十九年八月には、懸案の佐賀県史編さん事業にも着手し、四十二年十一月下巻が完成し、残る上巻、中巻も四十三年十月完了した。移動図書館としてのブックバスともしび二号車も、四十四年三月一七〇万円で購入され、巡回を始めた。

五十年末の県立図書館の所蔵冊数は、約二一萬三、〇〇〇点となっている。

また、集会活動として、三十八年に郷土研究講座、近代文学研究会、図書館講座等が設けられ、四十三年から古文書研究会、四十六年から古典文学を読む会等が開催されている。

主な集会活動の概況は下記のとおりである。

なお、県内の市町村立図書館としては、唐津・

県立図書館集会活動

展 覧 会	古地図・古絵図・貴重図書
図 書 館 講 座	38年6月～42年まで
郷 土 研 究 講 座	38年6月～現在
こどもの読書週間	毎年こどもの日を中心に
読 書 週 間	毎年11月
近代文学研究会	38年9月～現在
レコード・コンサート	38年2月～現在
古 文 書 研 究 会	43年5月～現在
水 曜 会	(婦人読書グループ) 42年11月～現在
古典文学会を読む	46年5月～現在
くすの葉会	(こども読書グループ) 40年2月～年3、4回

鳥栖・多久・伊万里・武雄・鹿島の六市立と、基山・太良・塩田の三町立に加えて、私立弥栄郷土図書館がある。

八 体育保健

(一) 体育課の新設

終戦までの体育行政は、中央では学校体育は文部省、社会体育は厚生省の所管であったが、二十年九月文部省に体育局が復活し、二十一年一

月厚生省所管の社会体育が文部省に統合されて、中央の体育行政は文部省に一元化された。本県では、内政部教学課の一係が総合担当していた。学校体育は、当時体錬科と称していたが、終戦でその内容が変わった。まず、二十年十月銃剣道と教練を禁止し、次いで、同年十一月「終戦に伴う体錬科教授要項取扱ニ関スル件」並びに「武道ノ取扱ニ関スル件」の通牒で、軍事的色彩をもつ教材の削除、剣道・柔道・なぎなた・弓道等の武道の授業を中止した。特に、武道は戦時中軍事教練の一つとして戦力増強の立場から取り扱われたというので、教科だけでなく課外活動としても禁止された。

社会体育は、二十一年八月、「社会体育実施に関する件」の通達がなされ、同時に文部省は「社会体育実施の参考」を公表して、社会体育の振興方針を示した。

学校保健は、二十年九月「臨時身体検査施行ニ関スル件」の通牒を出して、応召と勤労学徒の身体検査を実施させた。次いで翌二十一年二月「学校衛生刷新ニ関スル件」の通牒で、終戦直後の環境の不潔と体位の低下に対処し、特に学校衛生を刷新するよう指示した。

学校給食も、前記の学校衛生刷新の通牒で終戦直後の食糧不足が児童の体位低下に影響が大きいため、未利用の食糧源の利用や食糧自給等による学校給食の普及奨励が指示されたが、学童も一般庶民の生活も食糧不足にあえいでいた時代であった。

二十一年五月、全九州陸上選手権大会を佐賀市で開催し、六月には佐賀高校対福岡高校（共に旧制）の野球を復活させ、七月には県籠球協会、県体育協会の設立をみた。同八月には五八チームが参加した県軟式野球大会や全九州籠球大会を佐賀市で開き、県体育協会、同籠球協会

の結成式を挙げた。九月には県相撲連盟の結成から第一回国体予選を開くまでに県民の意識は高まった。十一月の京都国体には、飯米持参の国体選手百余人が参加するなど、県民の体育意欲は強かった。

明けて二十二年一月、全九州籠球大会、五月全九州陸上競技大会を佐賀市で開き、また、十月の第二回金沢国体には一八四人の選手を送った。このとき佐賀郡出身の西村政平選手は、砲丸投げに優勝した。また同月の全日本陸上選手権大会で西村選手とともに、西原稔子選手は走高跳びに優勝した。

二十二年十一月三日、佐賀市民グラウンド（現在の城南中学校敷地）の地鎮祭が行われ、翌二十三年三月、工事費一〇〇万円で完工開場した。また、二十二年十一月、全九州バスケットボール大会を佐賀市で開催するにいたって、二十三年一月県庁機構に、体育課の新設が実現した。

すなわち、教育民政部学務課内で学校衛生、学校、一般体育に関する事項を処理してきた一係が教育部体育課として独立した。二十三年五月、体育課が発表した当時の体育事情は次のようであった。

体育について（昭和二十三年五月二十八日 体育課）

終戦後の体育問題は、戦時中のスポーツを排した極端な体育指導理念に対する疑惑と、食糧不安等種々困難な事情のために、とにかく一般はもちろん関係者からも一時敏速された形だったが、文部省においても体育行政が一元化され、スポーツ熱は全国的に爆発的に復興してきた。

二十二年度中に実施した本県体育関係行事は、およそ百余の多きにわたるが、その主要なもの、本省主催体育指導要綱講習会に受講者を派遣し、その伝達講習会を開催した外、本県学校体育指導要目を作成した事等である。

金沢市で開かれた国民体育大会には、代表選手一八四名を派遣し、陸上にお

いて十二位を獲得した。また佐賀県体育協会を強化するため、小学校、中学校（新制）、高等学校（新制）各連盟の体育協会、および種目別体育協会の発足を、従来の地域別体育協会と併せ、その自主的活動と運営を行うこととなった。また武雄町総合グラウンドに全国第一線選手三十余名を迎え、それに本県選手二十五名を加え、三月二十一日から三十日まで十日間の合宿練習を行った。

なお体育課は昭和二十三年一月新設した。

これが、二十三年当初ごろの状況である。同年十一月一日県教育委員会の発足と同時に、積極的に体位の向上をはかるための保健衛生が強く打ち出され、体育課も体育保健課と改称した。

(二) 学校体育

終戦後の体育行政は、文部省に一元化されたが、体育行政の所管事務は、初等中等教育局と社会教育局に二分された。これに対し県は、体育保健課内に学校体育と社会体育の二係をおいて同一課内にまとめた。

戦時中の学校体育の体錬科は、二十二年七月文部省が発行した「学校体育指導要綱」で、体育科と改められた。

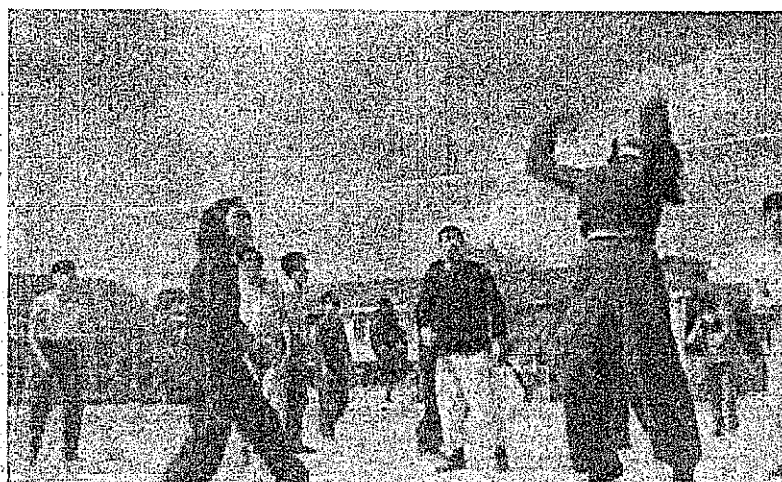
要綱によると「体育は、運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企画する教育である。」とし、運動内容は画一的形式訓練を排して学習者の興味を尊重し、徒手体操、器械中心から遊戯・スポーツ中心に転換した。この要綱の趣旨はやがて「小学校学習指導要領体育編」（試案）に具体化されて、二十四年に発行された。

中学校・高校では、教科の名称が二十四年から保健体育科に改められ、二十六年に「中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編」（試案）が発行された。

武道は一時禁止されていたが、その後、競技方法も改められ、軍国主義的色彩をなくして、民主的なスポーツとしての性格、内容をそなえるようになり、二十五年に柔道、二十六年に弓道、二十八年に剣道を、それぞれ選択教科とクラブ活動に採用し復活した。

スポーツ競技は終戦後ようやく盛んになってきたが、その運用について、文部省は生徒の心身発達段階と社会的経済的情勢を勘案して、教育的に企画運営するために、二十三年「学徒の対外試合について」として運牒を出した。これによって、小学校では校内競技にとどめ中学校の対外競技は宿泊を伴わない程度に、高等学校の対外競技は地方的大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度を適当とすることや、主催者は教育関係団体でなければならぬことが強調された。

学制改革直後の小・中学校では、物資不足による新教科書の未着から体育の時間が多くなり、これまで訓練式体操からスポーツ競技に代わった。



昭和25年頃の体育の授業風景（佐賀高校）

新制中学校では、各市郡別に中学校体育連盟(中体連)が結成され、小学校でも対外試合の招待参加または積極的な対外試合の参加が行われた。しかし、二十二年十月、県学務課は小学校の対外試合を禁止する旨を通達した。

高校では、新制高校として発足した二十三年十月、武雄町御船ヶ丘グラウンド(のち競輪場)で第一回全九州高等学校陸上競技大会を開いて、若者の気を吐いた。そして翌二十四年六月には、県高等学校野球連盟が結成された。

高校で行う日本武道の内容も、進駐軍に理解されて、その試合方法もスポーツ方式が採り入れられ、柔道や弓道が復活し、各種のスポーツクラブ活動とともに年を追って隆盛になっていった。

二十六年五月六日、ラジオ体操が復活した。戦後、軍国主義につながるとして、ラジオ体操までが国民から奪われていたが、ようやく国民体育としてよみがえり、学校体育ではいち早く採用された。

二十七年四月十日、文部省は、対日平和条約発効を目前にして、中学校以上の体育教材に「竹刀」^{しなひ}競技の採用を認めることを通達した。「竹刀」^{たけな}は、竹を細割りしてそれを袋で包み簡素な防具を着けて競技するよう考案されたものであった。「竹刀」^{しなひ}競技が剣道復活の糸口となり、二十八年七月、文部省は学校での剣道をクラブ活動への採用を許可した。

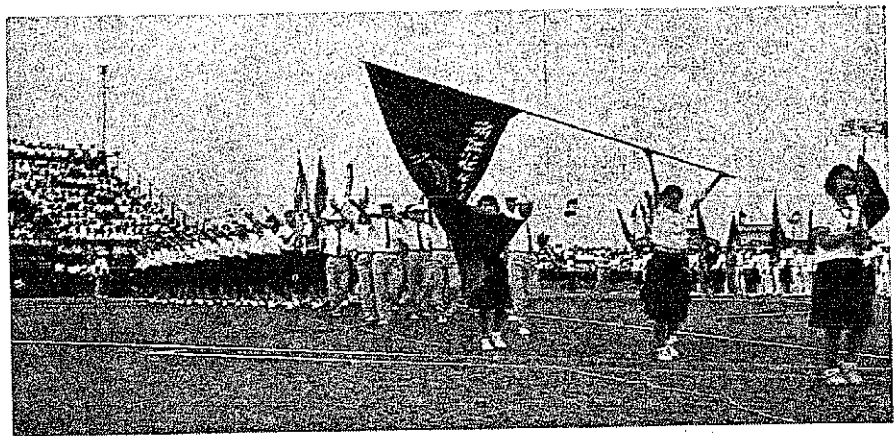
また、二十七年には、第四回全国高等学校女子ソフトボール選手権大会が大分県で開催された。過去二十五、六年と九州協会主催のソフトボール大会に連続優勝した佐賀高校女子チームは、三連勝を飾った。

三十年代になると学校体育の施設も進んで、三十二年八月佐賀市立循環誘小学校では、県内小学校で初の二五m公認水泳プールが完成した。

一方、高校は三十七年八月、鳥栖高校に県内で初の五〇m公認プールが完成した。

県下の学校の総合体育競技会は、高校では三十八年六月、第一回県下高等学校総合体育大会を佐賀市で開催したことに始まる。大会は、地区的に体育施設の整備がすすむにつれ、会場持ち回りとして体育の普及振興をはかることとした。中学校では、三十九年東京オリンピック開催年の七月、第一回県下中学校総合体育大会を開いた。引き続き十一月、第一回県下中学校剣道大会を開くなど盛んになった。高校でも同様に目覚ましく、四十年八月の全国高等学校剣道大会で佐賀北高校が優勝しました、同月行われた全国教職員剣道大会でも本県教職員チームが優勝の栄冠に輝いた。

四十二年度には、高校体育になぎなた、弓道を二十二年ぶりに復活、レスリングも採択した。学校体育の研究促進のために、三十五年一月県学校体育研究会を発足



第5回県高校総合体育大会開会式 昭和42年6月

させ、四十五年八月には全国小学校体育科研究集会を佐賀市で開催するまでに、施設の充実と指導研究とが積み重ねられた。

このようにして四十五年度になると、県下高等学校総合体育大会（参加者四、〇〇〇人）、県下高等学校定時制通信制総合体育大会（参加者二、五〇〇人）、県下中学陸上競技大会（参加者七〇〇人）と、いずれもレベルが向上し、この目覚ましい躍進は一般のスポーツ理解と振興に連なつた。

このあとの学校体育は各種の講習・研修による指導者の資質向上をはかる一方、研究指定校の指導や、計画的な学校現場の指導と研修を実施することで、当面している安全・管理・指導面の解明に努めた。

また、児童・生徒の体位、体力の向上と、体育、スポーツ水準の向上をはかるため、スポーツテストの完全実施、中学・高校生を対象とした各種大会の開催で、学校体育の充実強化をはかった。

ことに四十八年度になると、学習指導要領に基づく体育の推進をはかって、学校教育全般の中で体育に関する諸計画を実施し、自発的、自主的に体育活動を生活化できるよう指導に力を注いだ。また、一方、教科体育の指導力の向上をはかるため、各種体育実技講習会の開催、水泳ができない教員（主として小学校女子教員）の解消をはかるための水泳指導者講習会の開催や、児童・生徒の体力・運動能力調査の実施、また課外体育を活発にして、中体連・高体連・高野連大会の充実をはかった。

五十年度になると佐賀国体を一年後に控え、スポーツの品性と実技の向上とを目標として、全九州高校総合体育大会では、本県で二四種目を開催、またその前年の四十九年には、全国高校総合体育大会のうち六種目を本県で開催した。これらの大会は競技運営についてはもちろん競技

力の面でも、五十一年国体開催に大きな力と自信をもたらした。

また、競技ルールの厳正と応援のマナーは、学生生徒や一般県民にとって生きた教材となつて、スポーツの品位を高めることとなつた。

(三) 社会体育

社会体育 敗戦と戦災で、国民は衣食住のすべてにわたつて困窮を振興の源流 極めていたが、こうしたなかに、二十一年十一月、国民体育大会の開催が提唱された。日本体育協会の前身である大日本体育会の主催で、戦災をまぬがれた京都市を中心に第一回が開催され、食糧持参で全国から五、三十七人の選手たちが、スポーツの復興と新日本建設への意欲に燃えて参加した。本県では九月八日から陸上競技など七種目の予選を行い、百余人の選手団員がリュックを肩にして参加した。

成果は、やり投げで六位、女子八〇mハードルで三位に入賞するなど、陸上競技の総合で十二位となつた。この第一回国体が、今日の社会体育の源流をなしたといつても過言ではない。この年八月に県体育協会が設立された。

県体協のそもそもの起りは、二十年末から、終戦の自失状態の中に明るさを取りもどすためにこそ、スポーツを起こすべきだというスポーツ有志の熱意で練習会が始められたのに始まり、二十一年一月、早くも佐賀陸上競技協会がスタートし、五月には戦後第一回の九州陸上選手権大会を他県に先がけて佐賀市で開催した。翌二十二年も続いて佐賀市で行い、二十三年には武雄如蘭塾（満州婦人教育所）でオリンピック候補選手の強化合宿を誘致した。

こうした気運のなかに二十四年六月、社会教育法が制定されて、社会

教育を「主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）をいう」と定義され、社会体育およびレクリエーション活動は社会教育の一分野となり、社会教育の法的根拠が明確になった。この結果、国と地方公共団体は、社会教育行政の一環として、社会体育振興のための条件整備をはかることとなった。

さらに、二十六年三月「社会体育指導要項」を発行し、市町村や職場の体育の指導についての指針を示した。

その後、三十六年六月、体育スポーツの振興をはかるために、スポーツ振興法が制定された。この振興法は、学校体育も包含しているが、とりわけ社会体育に関係が深く、スポーツ振興に関する施策の基本を明らかにし、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とし、スポーツとは「運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であって、心身の健全な発達をはかるためにされるものをいう」と定義した。そして国と地方公共団体の任務としてスポーツ振興の施策を実施しなければならないことを明確に示した。これによって体育施設の整備や指導者の充実が、より一層推進されていった。

指導と振興 終戦の傷跡も生々しい、二十年十二月二十六日、内政部の機構整備 長名で「体育指導員設置ニ関スル件依命通牒」を県下全市町村に発した。

体育指導員は戦前から設置されていたが、戦後の苦難な生活のなかに明朗活発と和親共同の社会的諸徳の育成、戦時生活により低下した体位の増進に努めるために設置することになった。

各種協会の結成状況

年	結成協会名
21	佐賀陸上競技協会
々	県籠球協会
々	県体育協会
々	県相撲連盟
23	県ラグビー協会・フェンシング協会
24	県柔道協会・県ソフトボール協会
25	県しない競技連盟
28	佐賀マラソンクラブ
々	県バドミントン協会
37	県ライフル射撃協会
39	県ハンドボール協会
40	レスリング同好会・県自転車競技連盟
41	県漕艇協会
42	県ヨット協会
43	県スイミングクラブ
47	県ボクシング連盟

体育指導員人選の三条件中の一は「老齡又ハ若年ニ過ぎザルコト」とし、市町村に各五〜七人の指導員を設置することとした。

また、スポーツ振興の母体としては先にも述べた県体育協会を、二十一年八月結成した。これを機に各種協会が左のとおり結成されていった。県体育協会は、二十六年二月二十六日、財団法人日本体育協会の佐賀県支部を兼ねて、県体育協会規約を制定した。その組織は、全県を統轄する各種目別体育団体、各地域の郡市別体育団体、学校体育連盟、および本会に賛同する体育関係団体で構成した。この県体協が、のちの本県の体育振興の推進力となり、行事遂行のバックボーンとなった。

市郡単位の体育協会は、二十三年に始まった県体が二十四年から郡市對抗競技となったために、この年二市八郡の体協が全部出揃うきつかけとなった。

市町村の協会は、地域の状況でまちまちであったが、四十二年度までには設置された。

県体協の地盤の強さは選手育成にも力をそがれ、日本のオリンピック復帰が承認された二十七年のヘルシンキ大会には、走り高飛び(田島政治)、マラソン(内川義高)の二選手を送った。

その他の大会にしても、後楽園夏の都市対抗野球に杵島炭鉱チームが、二十七、八年の二年連続出場した。

三十、三十一年のクレー日本選手権大会では、唐津市チームは二年連続優勝を果たし、三十四年の東京国体にも個人優勝者を出した。同年佐賀市にクレー射撃場を設置したのも、この下地があつてのことで、これらがついて三十七年県ライフル協会を結成した。

伝統を持つ剣道も、三十二年十一月の全日本剣道選手権大会の決勝戦は、佐賀県出身同士の試合を演じたほどであった。教職員剣道大会は、三十五年の第一回、四十年の第七回、四十四年の第十一回と優勝した。

警察の剣道は、二十七年二月旧武徳殿を警察体育館とし、翌二十八年それを記念して第一回県下都市対抗剣道大会を開いて、一般社会人の剣道普及をはかった。警察としても小県ながら三十八年、四十年と全国制覇の偉業を遂げている。

柔道も、四十七年の全日本年齢別柔道大会に優勝者を出した。

また、戦後の特徴として女子スポーツの振興が挙げられる。女子ソフトボールは二十五、六年から、婦人バレーボール第一回県大会は三十九年五月から実施された。女子ハンドボール県高校第一回大会は四十一年に八校の出場をみた。ソフト・バレー・ハンドへと進出し、女子スポーツは大きな芽を出した。このほか、老人のスポーツも四十七年第一回県

大会が開催され、また、ゲートボールも盛んになってきた。

また、身体障害者スポーツも第一回県大会を三十九年に開催し、年ごとに活発化している。

こうして、四十年以後の県下のスポーツは、将来誘致される国体を目指し、見るスポーツからプレーするスポーツへの脱皮をはかりつつあった。県の主な体育施設は次のとおりである。

県体育館 佐賀県体育館は、県内における体育と文化の振興をはかり、あわせて県民の体育その他健康で文化的な各種の集会の用に供するため、郷土出身の前リコー社長、故市村清が私財二億一、〇〇〇万円を投じ、三十八年三月に佐賀県に寄贈された。

坂倉準三設計によるこの体育館は、当時においては最新の技術であった吊屋根工法を用い、デザインもまたざん新なもので、体育・文化関係者のみならず、建築学界にも全国的な話題となった。さらに全国の体育館に先がけて全館冷暖房、電光掲示板を設備した。



県体育館 (昭和38年3月完成)

本県におけるスポーツ・文化の普及振興に、県体育館の果たした役割は、はかり知れないものがある。国際的なスポーツ・文化行事がこの体育館を会場に開催され、その水準向上に大きく寄与した。

スポーツでは、中国（三十九年）、ソ連（四十六年）など外国チームと全日本チームとのバレーボール大会などが開催された。また、オリンピック候補選手の体操模範演技会（三十九年）など一流の演技が県民に公開され、さらに、剣道、卓球など各種の全国大会が開催されている。

とくに冷暖房完備で環境に恵まれたこの体育館は、オリンピックの日本代表男子バレーボールチームの強化練習場として数度にわたって使用され、その結果、日本チームのオリンピックでの活躍につながった。

またスポーツを通じて青少年の健全育成をはかるため、県内の児童生徒の各種スポーツ活動や競技会に広く利用されるよう配慮するほか、県体育館主催による青少年スポーツ大会を三十九年から毎年四月から五月にかけて開催している。

一方、文化面では、数多くの国際水準の公演が開催されている。

県総合運動場 県体育館の建設は、県スポーツ界に転機をもたらし、飛躍の起点となったが、一方、当時、公認（第一種）陸上競技場を持たない県は、九州で本県だけであり、同時に、ラグビー場や水泳場の整備も、関係者の間で強く望まれていた。また、国体誘致の気運もさざし始めていた背景もあって、四十年に県総合運動場建設計画がスタートした。敷地は、佐賀市高木瀬町の県農業試験場跡地約一六万㎡で、その後周辺の公有地を併合、または民有地を買収し、最終的には二七万㎡となった。施設の建設年次と概要は次頁のとおりである。

中心的な施設は四十五年九月に完成した。



県総合運動場（佐賀市）

陸上競技、サッカー、ラグビー、水泳などの全国大会、九州大会が相次いで開催されるとともに、県内選手の競技会や練習に利用されている。とくに、この総合運動場の早期完成が、五十一年若狭国体実現の大きな決め手となったことは特筆される。

県総合運動場の施設概要

施設名	完成年月日	面積	概要
第二庭球場	41年9月	7,986 ^m	コート6面
水泳場	43年3月	14,827	50m、25m(温水)、飛込、徒渉プール
中央管理棟	44年5月	1,535	事務室、合宿所、他
補助競技場	44年5月	24,850	300mトラック
陸上競技場	45年9月	28,556	第一種公認、タータントラック
球技場	45年9月	35,600	球技(ローン)2面
バレーボール場	45年2月	6,703	クレー 4面
第二球技場	47年11月	29,018	球技 1面、ソフト 2面
第一庭球場	49年4月	26,834	コート 14面
エヤーライフル場	49年4月	140	16的
ボクシング	49年4月	324	
フンシン練習場			
第二補助競技場	49年10月	20,288	投擲練習場 ソフト 2面
馬術場	49年12月	12,462	馬場、厩舎、管理棟
弓道場	49年12月	920	6的

この運動場は、市街地の中心部にあり、交通の便もすこぶる良く、このように地の利を得た施設は他県に例をみない。利用者は年ごとに増加し、毎年、二十数万の県民が利用しており、県民スポーツの中心的施設としての機能を果たしている。

(四) 県民体育大会

県体の創設 戦後の混乱のなかで、国民の再起復興の意欲を盛り立てるために国民体育大会が開催された。二十一年十一月一日〜三日、京都市を主会場として阪神地帯で挙行された大会には配給米を、リュックに詰めて、全国から選手が集まった。

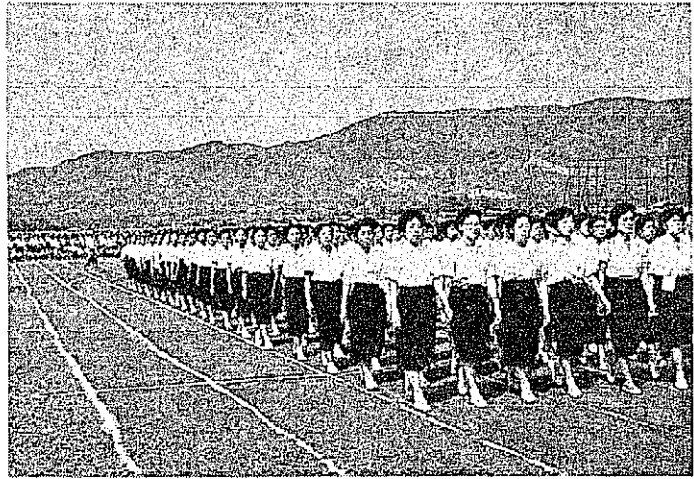
石炭がなくて間引き運転する汽車を辛抱し、食糧難の中に、全国から集まり、力闘する若者の姿は、国民に深い感動を与えた。二十二年の第二回金沢国体も、本県代表は初回にも増して多数参加し、しかも優勝選手を出して県民の意気は上がった。この成果から、国体に通じる道として県民体育大会が生まれた。

県体は県を中心に、県体育協会や佐賀陸上競技連盟の全面的支持で、総合的県民体育大会として発足した。

第一回県民体育大会の陸上競技会は、二十三年十月九、十日の二日間行われ、その種目は

- 一般対学生 男子十一種目、女子七種目
- 一般町村対抗リレー 男女青年団町村対抗リレー
- 男女高校対抗リレー 男女中学校対抗リレー 一般男子短縮マラソンであった。このほか、ラグビー、蹴球、庭球、野球、排球、籠球、卓球、体操、ダンス、自転車、相撲、マッスゲーム(幼・小・中学・高校)の計一三種目が、佐賀師範、旧制佐高、市民グラウンド、市立成美高、佐賀一高(現佐賀西高校)、佐賀二高(旧佐高女)、肥前神社(現護国神社)、県庁の八か所で開催された。

二十四年の第二回県体から、参加者全員に、金色の参加章を胸に着用



第13回県体の入場行進（鳥栖市） 昭和35年9月

させ、入場開会式典を加え、体育祭典としての内容を充実させた。また、郡市対抗の形式を採用して、出身郷土の名誉と意欲を盛り上げた。

以上の経験で第三回の県体から純然たる郡市対抗としたことで、郡予選を兼ねた各郡民大会がみられるようになった。なお、この大会では応募当選の「県民大会歌」の制定発表も行った。

は、会場を唐津市とする最初の地方進出大会となった。ことに、この年新たに制定された紫紺の大会旗の搬送は、沿道の歓声に送迎されて、スポーツ振興の高まりを見せ、舞鶴城下に炎々と燃え続ける炬火とともに、大会発展の未来を象徴した。そしてこの大会の成功は、大会地方開催の可能性を立証した。

第五回県体から、開催地も主催者に加わって大会運営に新機軸をつくり出すよう考案され、大会前夜祭もこの回から登場した。

二十八年の第六回県体は初めての郡部開催の試みとし、武雄町を中心とする杵島郡で開かれた。そして、この回から郡市対抗を町村単位で出場す

ることとしたので、町村民大会が各郡とも漏れなく行われるようになった。また、この年は史上最大の水害いわゆる二十八災の甚大な打撃を受けた年であったが、立ち上がる県民の意気をスポーツで示そうと、予定より一か月遅れて開催された。

二十九年の第七回県体は、町村合併により、鳥栖・武雄・伊万里・多久・鹿島の五市誕生の年とあって、七市八郡が参加する大会となった。

そして県体の意義をさらに深めるために、採点制による郡市優勝を廃止して、優勝団体表彰に代え、出場者の便宜のため、中学・高校・一般の各競技を一日のうちに終ることとした。

三十一年の第九回県体では、一般県民のより多くの参加を企図して、中学校・高校は原則的に参加を中止、社会体育を主体に内容を充実させることにした。そして開催地の郷土色を豊かに織り込むために、三日間の第一日目を記念祭とした。

三十三年の第十一回県体から、開催地を後援者に入れて佐賀市で開き、翌三十四年の第十二回県体は、新装なった市民球場を会場として、引き続き佐賀市で開催した。また、各種目ごとに種目協会に運営を委託した。

三十五年の第十三回県体では、開催地の鳥栖市が再び主催者に加わり、節約型の競技に重点をおいて地方開催を容易にする方策をとった。

翌三十六年唐津市で行われた第十四回県体では、優秀団体表彰に加えて優秀町村または校区も表彰の対象にして、末端町村にも県体の意義を浸透させることにした。なおこの年、スポーツ振興法制定を祝して、モデルキャンプを鏡山で催し、キャンプ活動の振興をはかった。

三十八年の第十六回県体は、三種公認陸上競技場国見台競技場建設を記念して、伊万里市を会場とした。

東京オリンピック開催の三十九年第十七回県体は、二七会場・二〇種目、これを自衛隊通信部の全面的協力で見事に運営し、また、ソフトボール人口の増大は男女別競技をするほどの佐賀大会となった。

四十年の第十八回県体は、小城郡大会となり、婦人会や中・高校のマゲーム、小学校児童の鼓笛隊と合わせて大会に花を添えた。四十一年第十九回県体は伊万里市で開き、家族ぐるみの「歩け歩け運動」はこの年から始まった「体育の日」を意義あらしめた。

四十二年の第二十回県体は、佐賀市大会となり、佐賀市スポーツ少年団によるキャンプファイヤーが印象深く、四十三年の第二十一回県体は海と松の唐津市で、県水泳場と唐津総合運動場の建設を記念した大会とした。翌四十四年の第二十二回県体の鳥栖市では、県総合運動場補助競技場の完成を祝し、四十五年の第二十三回県体は佐賀国体誘致のための総合運動場の完成を祝して、佐賀市を会場とした。

こうして四十七年の佐賀国体開催内定後の県体は、国体ムードの盛り上げと国体成功の試金石としてその運営が強化されていった。

また、国体開催を機に予想される一般住民のスポーツ熱の高まりに対応するための検討や改革が年々重ねられ、特に四十九年には、国体開催前後の県体のあり方を検討する小委員会が発足し、答申が出された。

(五) 学校保健

従来の学校衛生は予防と処置であったが、新学制では積極的に保健増進に重点をおくようになった。

教育基本法に「心身ともに健康な国民の育成」と明示され、学校教育法に「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和

的発達をはかる」と、教育目的達成のための目標が示された。心身の「健康」そのものが教育の目的であり、目標となった。学校医、養護指導員中心から、学校教育当事者全般の責任で保健教育をするようになった。すなわち、学校衛生の観念が学校保健に転換していった。

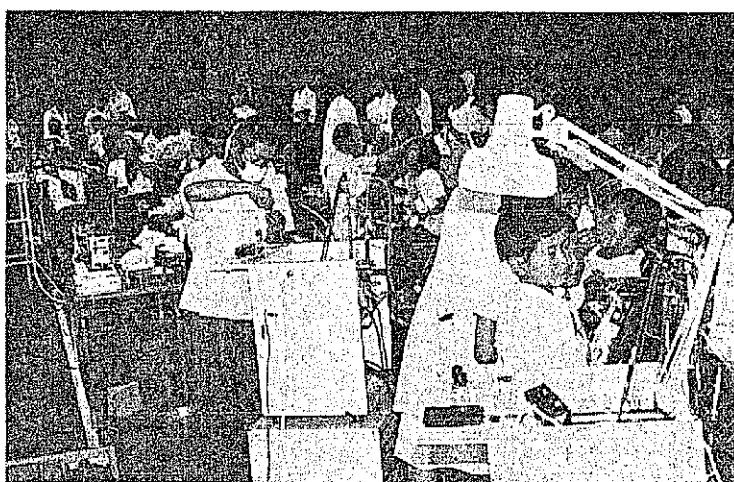
学校保健は、保健管理と保健教育に分けられている。文部省は、先に掲げた学校衛生刷新事項（二十一年二月）を指示し、二十二年三月学校教育法で「学校においては、学生・生徒・児童及び幼児並びに職員の健康増進をはかるため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない」として保健管理の位置づけをした。なお、二十三年の高等学校設置基準で、生徒の養護をつかさどる職員をおくこと、十四年の教育職員免許法では、養護教諭または同助教諭の名称と資格を制定して一新した。

学校保健計画は、二十四年「中等学校保健計画実施要領」、二十六年「小学校保健計画実施要領」が作成されることにより、その基礎が確立された。そして二十三年度から学校衛生統計調査が指定統計となった。

保健教育の面では、二十二年六月刊行された「学校体育指導要項」で体育の定義づけがなされ、体育科の内容に衛生の項目が設けられた。そして二十四年三月、学校身体検査規程も改正された。

なお、二十四年に中学校・高校の体育科は体育保健科と改められ、それに伴って、「保健」、「保健体育」の教員免許状の制度も設けられた。

しかし、これらが法的に整備されたのは三十三年四月十日の学校保健法の制定からであった。この法で学校は、学校病といわれた伝染性疾患に治療の指示と予防措置をとることになったし、定期健康診断等に対する国の補助も定められた。



離島での歯科検診

環境衛生上については、学校薬剤師を二十九

年からおくようになり、

三十六年から必置制とな

った。へき地学校の医療

は三十四年度から、保健

施設設備は四十一年度か

ら各々の補助で助成さ

れるようになった。

本県では、二十二年十

一月県学校衛生会を開

き、食糧難による体位の

低下防止、積極的學校保

健のあり方、学校衛生施

設設備の進め方等の研究

協議機関とした。二十四

年十一月に県学校保健会を結成し、校医部・歯科校医部・校長部・養護

教諭部の四部を組織した。不言実行を目的に一に結核、二に寄生虫、三

にトラホーム、四に虫歯、をスローガンとした。そして、後述する学校

保健所長が学校環境、児童生徒の保健衛生一切を担当して、四か年を経

ないうちに四目的を達成した。引き続き離島へき地の児童生徒、住民

のための移動健康相談班が結成された。

二十四年ごろから本県教職員の結核性疾患が憂慮されてきて、二十五

年二月県教職員身体検査審査委員会を設置した。ところが、二十五年四

月ごろになると、結核性教職員の急増現象をみるようになり、県はその対策を急いだ。

同二十五年六月一日県教育委員会は、県教職員身体検査審査委員会規

則、県教職員結核性疾患取扱規則を制定した。審査委員会は、教職員

の身体検査や結核性疾患取扱規則に定める事項について県教委の諮問

機関とした。委員は、県衛生部長、各保健所長、国立佐賀療養所長、国

立唐野病院長、県立病院好生館長、体育保健課長、学事課長、学校保健

研修所長、学校衛生技師とし、二月一日にさかのぼって適用した。

取扱規則では、検診結果を健康者、要注意者、要休養者、要療養者の

四階級に分け、要注意者以下は審査委員会の判定で研修所に入所保養さ

せることにした。これらのために、学校保健出張所および学校保健研修

所を設置した。

学校保健出張所は、教職員・児童生徒を対象とする保健衛生の実務を

扱う事務所で県内八保健所内に併設した。

学校保健研修所は、審査委員会の判定による入所保養と保健教育に関

する研修を行うための施設で、東松浦郡鏡村（現唐津市）に設置した。

研修所の入所期間は三か月以内を原則としたが、この研修所設置で昭和

十九年設置の県立教員保養所は廃止した。

その後、研修所は、三十一年に県立教員保養所と改称され、戦前の旧

名称に復した。処務機構も、総務・医務の二係をおき、従前のように入

所期間の明示はなく、保養所長の判断に基づくものとした。

戦後、一時憂慮された教職員・児童生徒の結核性疾患もその後の健康

管理と施設整備でいちじるしく減少し、四十一年四月一日教員保養所は

廃止された。

（六）学校給食

学校給食 二十一年二月、文部省体育局長通達の学校衛生刷新事項の確立で、食糧不足による体位低下を防止するために、学校農園の経営等で学校給食施設の普及奨励をはかるよう指示した。次いで同年十二月一日文部・厚生・農林各省は「学校給食実施の普及奨励について」の次官通達を出して、極度の食糧不足に対処し、発育の助長と健康保持を目標に、二十二年一月から学校給食を始めることになった。

給食実施に必要な物資は、アジア救済連盟（ララ）の寄贈食糧と連合軍総司令部（GHQ）が放出した旧陸海軍用かん詰めであった。学童一人一回一八〇cal、たん白質一五g程度で週二回の補食給食であった。そしてこの秋、米国援助の脱脂粉乳が配給された。

翌二十三年には前記脱脂粉乳と文部省のあつ旋物資で、週五回実施となり、さらに国際連合児童緊急基金（ユニセフ）寄贈の脱脂粉乳による給食が、二十四年十月から二十五年末まで続いた。

パン・ミルク・おかずによる完全給食は、米国寄贈の小麦で、二十六年二月全国市制地域に実施された。その後、二十六年の講和条約の調印で、完全給食の基本となっていた米国の占領地域救済資金（ガリオア）による小麦の贈与が、同年六月で打ち切られることになったため、国は小麦粉に対する補助を行うこととしたが、その額は麦粉一〇〇gに一円であって、父兄負担が重くなった。これはひいては給食校の減少となり、継続校でも収金率が悪くなって、法制化の要に迫られた。

一方、文部省は、二十七年三月「昭和二十七年年度の学校給食方針」を

示して、完全給食の励行を勧めた。同年十月「学校給食を中心とする学習指導」の手引書を発行して、学校給食指導の内容と方法を示唆した。学校給食は、二十七年に至ると、救済物資停止の苦境が見舞った。

二十九年六月待望された学校給食法が制定されて、目標、経費の負担区分、国庫補助等が確立した。

次いで三十一年三月同法の一部改正で、小学校から義務教育諸学校に拡充され、同六月さらに夜間課程をおく高校へ拡大された。翌三十二年五月には、盲学校・ろう学校・養護学校の幼稚部・高等部へと拡充されていった。

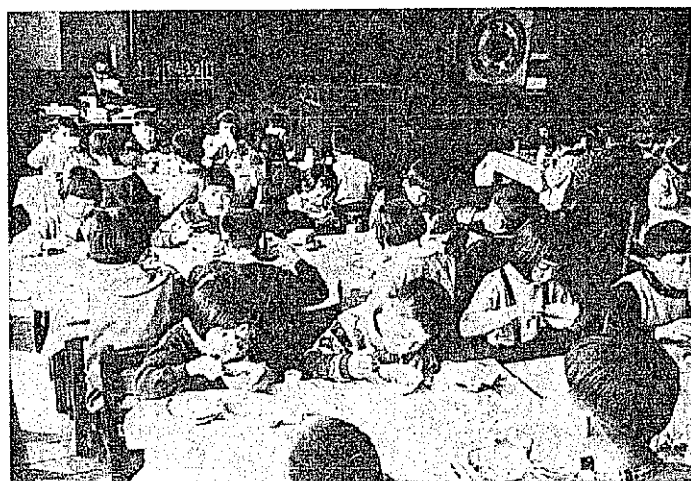
三十六年ころには中だるみの現象となり、文部省は学校給食制度調査会を設置し、同八月調査会の答申で小学校は五年、中学校は一〇年計画で給食の完全実施をはかるべしとした。

また、夜間定時制高校では、設置者で無償給食した場合の国庫補助の道を開いた。

その後、国庫補助も三十八年脱脂粉乳、三十九年共同調理場整備費、四十一年三級以上のへき地学校のパン・ミルクの全額、四十六年都道府県学校給食センター整備、四十七年老朽給食施設設備の更新改善などに年々拡大されていった。

なお給食指導の内容充実として、三十三年の学習指導要領改正では、学校給食が学校行事として確立された。

その後、四十三年小学校、四十四年中学校の学習指導要領の改正で、学校給食は、特別活動の中の学級指導の一分野として位置づけられて、重要な教育活動の場となった。



昭和40年当時の学校給食風景（佐賀市立赤松小）

本県の二十一年十

学校給食 二月文部・

厚生・農林三省次官通達

「学校給食実施の普及及奨

励について」が発せら

れ、連合軍総司令部・ラ

ラ委員会・ユニセフ等か

ら小麦粉・脱脂粉乳・か

ん詰類が放出され、市部

小学校で実施されるよう

になった。

二十一年十二月から佐

賀市神野小学校が、二十

二年からは勸興小学校・

赤松小学校・日新小学校

・循誘小学校・西唐津小学校が実施に踏み切り、次第に県下全域に普及

していった。中学校では三十一年に一校が完全給食を開始し、三十二年

になると相知中学校と他に一校が完全給食を始め、次第に中学校にも普

及していった。

特殊学校では、県立盲学校が二十二年四月から、県立ろう学校は二十

三年四月から完全給食を開始した。

二十四年、文部省は完全給食を普及するため、全国で学校給食研究指

定校を五六校設置し、実験研究をすすめた。これらの成果をふまえて、

二十六年には全国市制地域に完全給食開設を促進した。本県では一一校

が完全給食に踏み切った。

その後、二十九年に学校給食法が

制定され、制度的にも予算面からも

一定の方向が確立し、学校給食の普

及率は飛躍的に上昇した。ミルク給

食も含めると、三十八年には小学校

では、七八・五％、中学校では五九

・八％を占めるようになった。

その間、三十二年一月本県では初

めて学校給食優良学校として、高木

瀬小学校が文部大臣表彰を受け、その後毎年一校ないし二校が表彰をう

け、今日に至っている。

四十年に至り、国は、へき地学校に給食推進の特別措置を講じて、へ

き地学校の給食が普及した。

四十五年には、保健体育審議会の「義務教育諸学校における学校給食

の改善充実方策について」の答申が出されて、学校給食の進むべき方向

が打ちだされ、県内へき地の各学校でも学校給食実施体制の整備充実が

はかられた。

四十六年には、県学校給食総合センター（学校給食会）が建設され、

学校給食の充実のために活動している。

四十八年の実施状況は、小学校で完全給食八六・三％、中学校で五一

・五％、高等学校定時制（夜間部）では五〇％、ミルク給食まで含める

と、小学校・中学校・高等学校とも一〇〇％の実施率を示している。

なお、五十年度末の小・中学校の実施状況は右表のとおりである。

学校給食実施状況
昭和50年度現在

種 別	小 学 校	中 学 校
学 校 数	214	96
児 童 生 徒 数	78,684	41,646
完 全 給 食	177	55
補 給 食	8	4
ミ ル ク 給 食	29	37

九 文 化

(一) 文化課の誕生

戦後の文化行政は、戦前のそれに比べて、芸術の進歩と同様に画期的な振興方策がとられつつあるといえる。戦後間もなく始められた児童音楽祭から、一般の芸術祭の催し、青少年から婦人層、一般世人に対する芸術の普及と芸術文化施設の整備、文化活動の促進、芸術の国際交流の進展創作活動の推進など、さまざまな施策が展開され、それに対して積極的な助長政策もとられるようになってきた。こうした動きは、かつてみられない戦後の特徴であり、進歩である。

文化財の保護に関しては、二十四年一月二十六日、千三百年の歴史をもった法隆寺金堂の壁画焼失という不幸な事件を契機に、重要美術品に対する世論の関心を高め、抜本的施策を必要とするに至った。それが、二十五年五月三十日、制定された文化財保護法である。以後この法を基にして、文化財の保護とその施設設備等について必要な国庫補助がなされ、国も地方公共団体も挙げて、貴重な文化的遺産の保存と活用をはかり、国民文化の向上に努めることとした。

県文化館 二十三年三月十九日、県中央公民館を県図書館内に設置し、**の誕生**して、社会教育の実行機関とした。総務・文化・民生・図書
の四部組織中、文化部の処務を「政治、社会、宗教、科学、芸術および
娯楽に関する調査、研究、助成、指導等」とした。同年八月、県中央公
民館は、文化活動の二環として、機関誌「明」^{あかり}の刊行事業を始めた。

二十六年三月七日、中央公民館は、県文化館と改称した。これは、県
下市郡の公民館連絡協議会が県公民館連絡協議会を組織したことで、公
民館の総務部・民生部の業務の大部分が連絡協議会の自主活動にまつこ
とが多くなり、図書部は図書館と一体的に活動していたので、残る文化
部を強化し、文化館と改称された。

県文化課 文化館（図書館と同居）は、鍋島家の徴古館と同一敷地に
の**新設**あるところから、同家関係の古資料のほかに県内発掘資料
等も保管し、個人の倉庫まで借用して資料の管理に当たっていた。そのた
め二十七年四月、博物館法に基づき、博物館相当施設として認可された。
その翌五月、文化館の機関誌「明」は「新郷土」と改称して、郷土の
総合文化誌として一新した。

一方、時代の脚光を浴びた文化遺産の発掘が進み、三十五年四月一日、
文化館は正式に地方博物館として申請し、佐博第三号をもって登録され
た。

四十五年四月、ざん新な構想による博物館が建設完了したので、文化
館の業務の大部分を博物館に引き継ぎ、文化行政のみをもって社会教育
課の文化財係と併せ、教育庁の本庁組織の文化室に改組した。

その後、芸術文化ならびに埋蔵文化財の保護に関して文化行政全般を
所掌する課の設置を必要とするに至り、四十八年八月に文化室は文化行
政専管の文化課に発展新設をみた。

(二) 文化活動

県文化活動 県下の芸術文化活動の母体としての文化行政は、県文化課
の母体を中心に、民間団体では、県文化団体協議会を中心に活動

が行われている。県文化団体協議会には地域文化諸団体と、美術工芸・文学・音楽・演劇・生活芸術などの各部門の団体が参加し、それぞれ創作活動を行っている。

これら諸団体の行う芸術文化の創作活動を育成助長し、また、ひろく県民に対して芸術文化を鑑賞する機会を提供することによって、県民の教養向上に役立たせるための施策が展開されている。

図書館の 県立図書館の学術的刊行の主なものに、三十年三月「佐賀刊行事業 県史料集成古文書編」の第一巻発刊に始まった、佐賀県史料の編さん事業がある。県内に埋もれた鎌倉中世の古文書は、現代、近世を研究するための基礎資料でもある。この県史編さんの基盤整備の作業が地道に続けられて、開始後二十四年を経た現在までに一九巻を数えるに至っている。

なお、「佐賀県史料集成古文書編」の内容は、次のとおりである。

(巻) (史料出所)

- 1 河上神社・実相院文書
- 2 河上神社・武雄神社文書
- 3 竜造寺家・鍋島家文書
- 4 深堀家・深江家文書
- 5 仁比山神社・修学院・光浄寺・東妙寺・櫛田神社・高志神社
円通寺・光勝寺・正法寺・玉林寺・泰長院の各文書
- 6 武雄鍋島家・横岳家・鶴田家(庶流家)
- 7 田尻家・鶴田家(嫡流家)
- 8 多久家文書 その一
- 9 多久家文書 その二

- 10 同 その三
- 11 坊所鍋島家 その一
- 12 同 その二
- 13 同 その三
- 14 坊所鍋島家・蓮池鍋島家・三岳寺家・有田家各文書
- 15 松浦山代家・白石鍋島家・実相院(統編)文書
- 16 実相院(統編二)・願正寺・鍋島家文書・堤家・隈家文書
- 17 嬉野家・八天神社・稲佐神社・杠家・久納家・平吉家・橋本家・小鹿島文書
- 18 橋中村家・坊所鍋島家(補遺)文書
- 19 有浦家・班鳥・白井家・石井家文書

(注) 史料集成は五十八年三月第二十四巻をもって完結予定である。

図書館による刊行事業には、史料集成と並んで「佐賀県史」上中下三巻がある。上古から近代にわたる郷土文化の集約史であって、その後の部門別産業史や市町村史編集の原拠になっている。四十二年三月下巻、四十三年七月中巻、同年九月上巻が刊行された。

また、三十八年三月、県立図書館落成に引き続いて完工した県体育館は、スポーツ振興のみならず、音楽会、演芸会などの規模の大きい催し物では、文化活動の一面を担っている。特に、三十九年四月オーストリアのウィーン少年合唱団、四十一年五月ソ連モスクワのポリシヨイ歌劇団、四十二年十二月ルイシヨスペイン舞踊団、四十三年六月アメリカ少年の町合唱団、四十五年四月ポーランドのワルシャワフィルハーモニー等々、海外の一流芸術の公演に接することができたのは、この施設のためのものであった。

県文化団体協議会 終戦直後、政府は、科学の振興、平和国家、文化国家の建設を力説した。本県でも二十一年ごろから各種文化団体が設立されたが、二十一年の主な動きは、次のとおりであった。

二・一七 松浦文化会	六・二一 児童連合音楽会復活
二・二〇 鹿島町民主主義文化研究会	九・一三 佐賀オーケストラ楽団
三・三 佐賀文芸談話会	九・二二 有田美術研究所
三・一〇 佐賀合唱団	一〇・一 県歌人協会
三・一〇 佐賀文化研究会	一一・二四 九州茶道佐賀大会
五・二七 佐賀美術協会(復活)	一二・一 佐賀絵画研究所

この傾向は、三、四年続いたが、やがて三十年代になって戦後に簇出した文化団体も少しずつ整理された。しかし、芸術文化団体の間には相互に力強い組織を求め、新しい文化交流・情報交換等に関する要求がたかまり、三十五年五月八日、「佐賀県内文化関係者の協力により、県文化の育成と向上をはかることを目的」として、佐賀県文化会議が誕生した。

県文化会議は、組織単位を県内の文化団体と個人におき、総合的な文化事業と、加盟した団体や個人の文化事業の後援を主要な事業項目とした。創設当初から三〇を数える団体が加盟し、加盟団体相互間と行政機関との間においてパイプ役をつとめ、創立の秋十月と十一月にわたって「第一回県芸術祭」を開催した。現在県文化団体協議会と名称を改め、

加盟団体は六〇に達し、芸術祭は七月の「七夕」から秋深い十一月にわたって、佐賀市を中心に加盟団体の所在地まで、持ち回り方式をとって諸行事を展開し、県下全般の文化的レベルの向上を目指している。

現在加盟団体としての地域別文化団体は、下表の六連盟である。

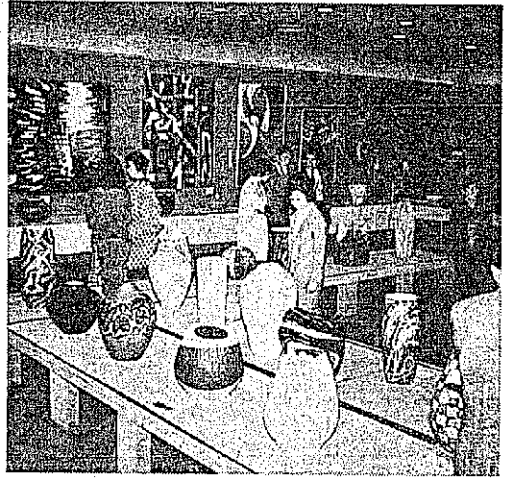
文化振興事業 地域文化の底辺拡大と県内文化水準の高揚を目指す文化振興は、各種多様な文化的施策を展開するにあたり、県美術協会を軸とする美術工芸諸団体、文学関係諸団体、音楽関係、日舞、洋舞、演劇等の諸団体、華道、茶道等の生活芸術諸団体その他数多くの文化団体活動と密接な連携をはかり、各市の地域文化団体とも手を携えて協力してきたが、現在は町村での文化活動の組織化に努めている。

なお、県が実施している文化行政の主なものとは次のとおりである。

- 県文化振興会議 (四十八年～)
- 県美術展覧会 (二十六年～)
- 県文学賞 (三十八年～)
- 県音楽祭 (四十九年～)
- 新人演奏会 (三十三年～)
- 県青少年芸術劇場 (四十九年～)

地域別文化団体

名称	所在地	構成数	設年月	立日
松浦文化連盟	唐津市西城内	122(人)	23.2.11	
武雄市文化会議	武雄市教育委員会内	23団体	31.4.1	
伊万里市文化連盟	伊万里市松島町	31	37.2.14	
鳥栖市文化連盟	鳥栖市教育委員会内	45	43.10.25	
鹿島市文化連盟	鹿島市高津原	51	44.7.18	
佐賀市文化連盟	佐賀市神野町	8	47.4.1	



第10回県展 昭和35年11月

県陶芸展（四十一年）
 県芸術祭（三十五年）
 月刊「新郷土」は県文化課内の新郷土刊行協会によって、県内文化活動の紹介、郷土の人文、自然科学に関する研究発表、生活文化に関する随筆、読者文芸、県文化事業、芸術文化関係活動の動向等を内容として、二

十三年十月以来三〇年間刊行を続けている。

(三) 博物館

県立博物館 大正十二年三月、県内有志の熱意によって、旧佐賀図書除幕式が催されたとき、当時の図書館主鍋島直映侯は、県民のために肥前関係の古書、古器物の陳列館の建設を企画し、昭和二年十月二十八日、総工事費四万八、八〇〇円を要した鉄筋コンクリート二階建ての、西洋建築の徴古館を完成した。ここに鍋島家に代々伝わった武器類や、佐賀藩鑄造の大砲、汽車の模型などを展示し、一般公開され、今日の博物館的役割を果たしていた。

戦後、占領軍政部の社会教育、わけても成人教育の拠点としての公民館運動が推奨されて、本県でも二十三年、県中央公民館が県立佐賀図書

館内に設置された。中央公民館では、その業務の部構成中の文化部で、政治・社会・宗教・科学・芸術および娯楽の調査研究、指導助成を行うこととして、徴古館との連携が深かった。

二十六年、中央公民館を廃して県文化館が徴古館内におかれ、四月一日から発足した。同年十二月一日、博物館法が制定されると、翌二十七年四月十七日、県文化館は、「博物館相当施設」として文部省の指定を受けた。県教育委員会でも、県下の公的私的のもので、博物館としての登録を受けようとする者のために、翌二十八年八月三十一日、博物館の登録に関する規則を制定した。

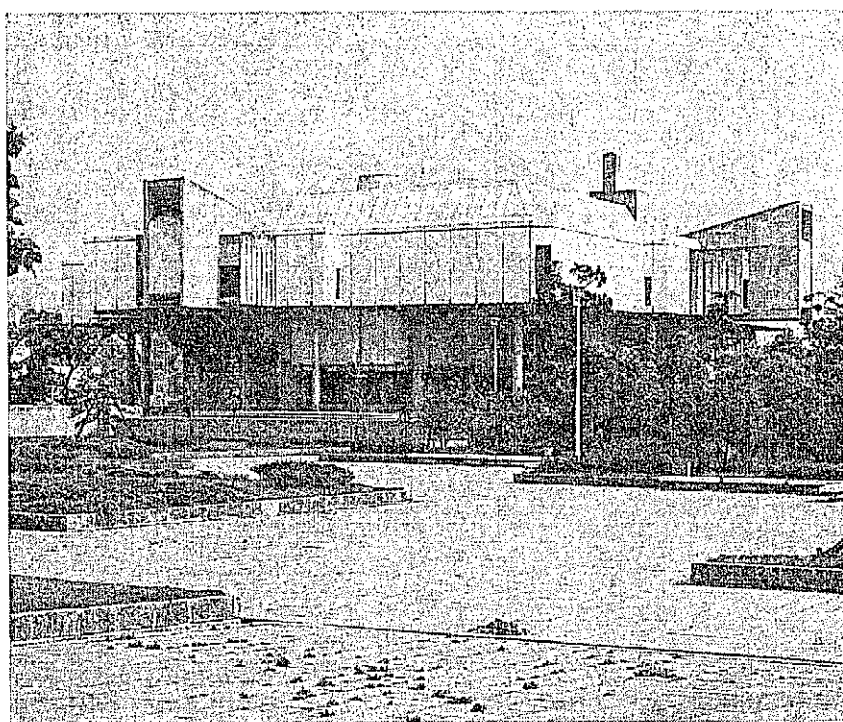
三十四年四月、県文化館をこれまでの「博物館相当施設」としてではなく、博物館としての登録のため、県文化館設置条例を改正した。三十八年二月、県立図書館の新築落成に伴い、文化館を発展的に解消し、県立博物館建設の要望が高まった。そして郷土の歴史と文化を物語る考古、歴史、民俗、美術工芸、自然史に関する諸資料の収集、整理、保存とこれを展示し、未来の産業、文化、生活を創造する学習の機会と場を与える博物館建設の実現の気運が熟しはじめた。

県立博物館 四十二年に至り、県は四十三年の明治百年記念事業として、館の建設で、装いも新たな県立博物館を建設することとなった。敷地は、城内の元佐賀県師範学校のちの佐賀大学教育学部跡を選定し、四十二年度内に設計を委託して建設計画に着手した。工事は、四十三年度から四十五年度にわたる三か年継続事業として進めることとなった。

四十四年一月、県博物館建設整備委員会を設置したが、建設決定以来各方面各種文化団体からの要望、要請が相次いだ。なかでも佐賀美術協会からの美術館建設の要請は強かった。これら団体等の要望を踏まえて

県立博物館は考古、歴史、美術工芸、民俗、自然等を網羅する総合博物館として同一月二十三日起工式を挙げた。
また、博物館の開館に備えて、四月一日県教育庁内に博物館開設準備事務局を設置した。

四十五年七月一日、県民待望の博物館の完工をみた。独得の構想のもとに鉄筋コンクリート造り三階建て、敷地三万九二六㎡、建坪二、一四



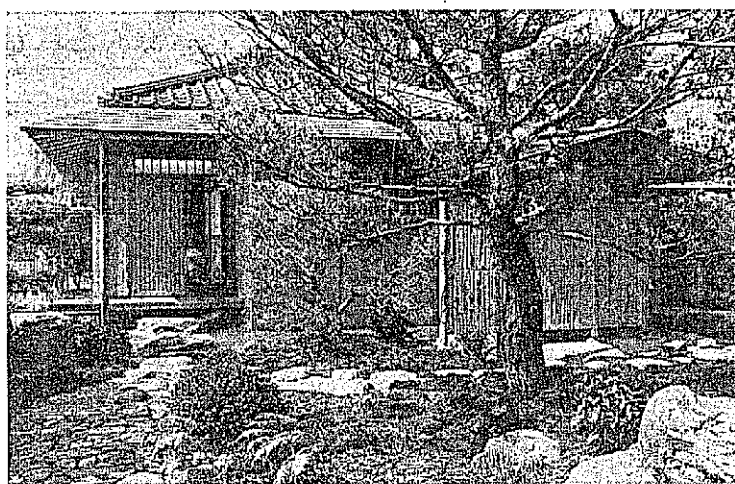
県立博物館（昭和45年7月完成）

九㎡、延べ四、六三八㎡は、海拔三・八mの水位から貴重な文化財を守るため、地上階層建築に重点をおいた斬新な建築であった。工期も四十二年十二月から四十五年六月までの一年七か月間を要し、工事費は五億三、五八六万円、一号から三号までの普通展示室、大・中展示室を擁し、広々としてゆとりのある近代的広場が白亜の博物館と一体となって新しい都市美を形造っている。

一階ホールには佐賀市熊本山出土の五m余におよぶ古墳時代の船型石棺をすえ、文化館以来宮々として収集した各部門にわたる資料や、永年の発掘調査によって出土した考古資料等を準備した。

七月、館長以下一八人の職員辞令交付、同十六日県立博物館協議会委員の任命を終わって、菊薫る十月十四日、池田知事によって正面玄関のテラスが切られ、開館記念式を挙行した。

開館記念行事は桃山・江戸美術名作展を翌十六日から二〇日間、化石展を翌四十六年二月から開催して、館内を公開し、



県立博物館の茶室（市村幸恵寄贈） 昭和48年10月完成

総合博物館としての活動を開始した。

四十八年十月十日には、先に体育館を県に建築寄贈したりコー社長故市村清の遺志によって、博物館の敷地内に茶室が落成し、幸恵夫人から県に寄贈され、夫妻の氏名にちなんで、「清惠庵」と命名された。

四十九年には、西日本新聞社から第四回日展開催を記念して、表広場に時計塔が贈られた。

文化活動 四十五年十月開館後、博物館が行ってきた活動の主体は企画展示の事業である。このほか調査研究、講演会、発掘調査等の活動、移動博物館等の普及活動、美術展等の活動のほか館報（月刊）と年報および図録等の刊行事業がある。

常設展示は、「佐賀県の歴史と文化」をテーマとして、展示の流れのなかに、おのずから本県の歴史と文化の流れを明らかにする努力を続け、毎年展示内容を更新させている。資料は、本県を主体に一部寄託資料を加え、全国的な視野に立った展示に努めている。

県立博物館入館者数

年度	有料の展覧会 観覧者総数	無料の展覧会 観覧者総数	計
昭和45	59,813	0	59,813
46	86,097	10,543	96,640
47	103,741	7,038	110,769
48	126,066	14,780	140,846
49	117,082	29,582	146,664
50	103,147	17,967	121,114

展示に備えるための保有資料は、新築開館前の四十五年度五、四四六点が、開館五年後の五十年末現在は四万一、〇〇〇点となっている。また、本館の文化活動による利用状況は、上表のとおりである。さらに博物館は、年一回の現地調査事業を企画し、県内遺跡の学術調査を行うとともに、これらの遺跡出土品の科学的保存処置を講ずるた

め、四十六年三月、鉄器・木器減圧含浸装置を研究室に設備した。

県内の博物館と展示館

△有田陶磁美術館 有田町V

当館は有田商工会議所構内にある。藩政時代に内外交易品の収蔵庫の役を果たした石蔵が、文政十一年の有田大火にも焼失を免れた。昭和二十九年これを改築し、有田陶磁市の際に開館した。古伊万里・柿右衛門・色鍋島を中心に、肥前古陶磁の全容を常時観賞できるように展示されている。

△祐徳博物館 鹿島市V

三十年神社境内の祐徳文庫（大書庫）を整理して鹿島鍋島家蔵品、郷土の考古出土品を併せ宝物館とし、三十二年三月佐賀博覧会鹿島会場の美術館を引き継いでこれに移転、四十三年鉄筋平家建て一棟を増築し、四十六年全面改築された。特別企画展や、遺跡発掘品が公開されている。

△小笠原記念館 唐津市V

旧唐津藩主小笠原家廟所三〇〇余坪の改装地域に、三十一年完工開館した。

資料は、小笠原家の秘室を整理のうえ、唐津出身の先覚者、奥村五百子、唐津藩の英語学校で教師を勤めた元首相高橋是清、東京駅を設計した辰野金吾博士等の関係遺品が収集されている。

△唐津城 唐津市V

四十一年十月末、慶長様式を取り入れて見事に完工し、屋内を郷土博物館として次の歴史資料を展示し公開した。

第一層 名護屋城、唐津城関係、唐津藩民政資料（九四点）



佐野記念館

第二層 先土器、歴史時代考古資料（一三七点）
第三層 古唐津焼（九五点）

△唐津曳山展示場 唐津市▽

唐津神社祭典の神輿に供奉する曳山は、京都祇園山笠にならって、文政二年（一八一九）赤塗りの大獅子頭を作ったのが最初である。高さ一〇mにもおよぶ山笠は、明治初年までに一五台作られたといわれるが、現在は一四台が展示場内に勢ぞろいして町民文化を誇っている。県は四十四～九年までに四七〇万円余を補助し、この保存に努めた。

△大隈記念館 佐賀市▽

四十一年十一月、国指定史跡大隈重信旧宅に隣接して大隈記念会の発起で建設され、翌四十二年十月、同記念会から佐賀市に寄付された。

一階会議室の天井は、

明治前期社交場の花形、鹿鳴館の模様にならい、

展示品は大隈重信の墨跡、遺品、色紙、胸像等一三〇点におよんでいる。

△佐野記念館 川副町▽

佐野常民は、日本赤字社の創立者であり、ま

たわが国最初の蒸気船の製造や、佐賀藩海軍の創立に参画するなど、造船術・兵制の先覚者であった。当館はこれらの資料を一堂に集め、四十七年四月一日開館した。資料は、博愛社設立の願書、墨跡、藩海軍諸資料、日赤関係等一〇〇点がある。

△歴史民俗資料館 伊万里市▽

五十一年三月、国費三〇〇万円、県費一五〇万円の助成を得て完工した。伊万里市は、古代朝鮮との交流地であり、水軍松浦党の根拠地、近世では鍋島藩窯が開窯された大川内山がある。また、移出港、製塩・牧場・干拓・漁撈の地であった。先史時代からの物産の集積交流の歴史豊富な点に着目し、それを生かした資料館である。

四 文化財

開発と文化財 二十五年に文化財保護法が制定され、これをうけた県は二十七年四月一日県文化財専門委員条例を制定し、同時に委員を委嘱した。そして翌二十八年四月一日、県文化財保護条例を制定し、国指定を除いて「特に佐賀県にとって貴重な文化的遺産のいん滅を防止して将来に伝え、県民の郷土に対する認識を深めるとともに、その文化的向上に資する」として、条例制定の目的を明示し、指定および解除・管理・指導・補助等行政的な保護対策を確立した。

条例による文化財の指定状況は二十八年一〇件であったが、制定後三年は調査と指定を急いで保護対策を立てた。三十二年から三十四年までの調査の増加は、新農山漁村建設事業の一環としてミカン園造成開発の初期にあたり、三十五年以降は、企業誘致、宅地造成等の大小の開発プロジェクトが急増する時期であった。

この結果文化財の、県指定は三十九年末までに四七件となった。

四十年代末になると、公共事業が活発となった時期にあたり、五十年末現在の指定物件は八七件となった。

文化財保護法は三十年に一部改正がなされ、四十三年にはこれまで責任官庁として行政委員会の性格をもった文化財保護委員会が、文部省の外局である文化庁になった。そして五十年には文化財保護法の大改正がなされて、文化的遺産の対象の幅が拡大された。これをうけて、本県の条例も五十一年三月改正され、旧条例の一三か条を四九か条に、五千円以下の罰金は五万円以下にするなどの強化をはかった。

本県は埋蔵文化財の宝庫といわれ、特に脊振山系の南山麓地帯は埋蔵文化のベルト地帯である。ところが、三十年代の新農山漁村建設事業や農業構造改善事業の一環としてのミカン園の造成工事、四十年代に始まった工場団地の造成、宅地開発の活発化、ゴルフ場やバイパス道路・九州横断高速自動車道路の建設等、いわゆる開発ブームに伴う文化遺産の破壊傾向が急速に増えてきた。

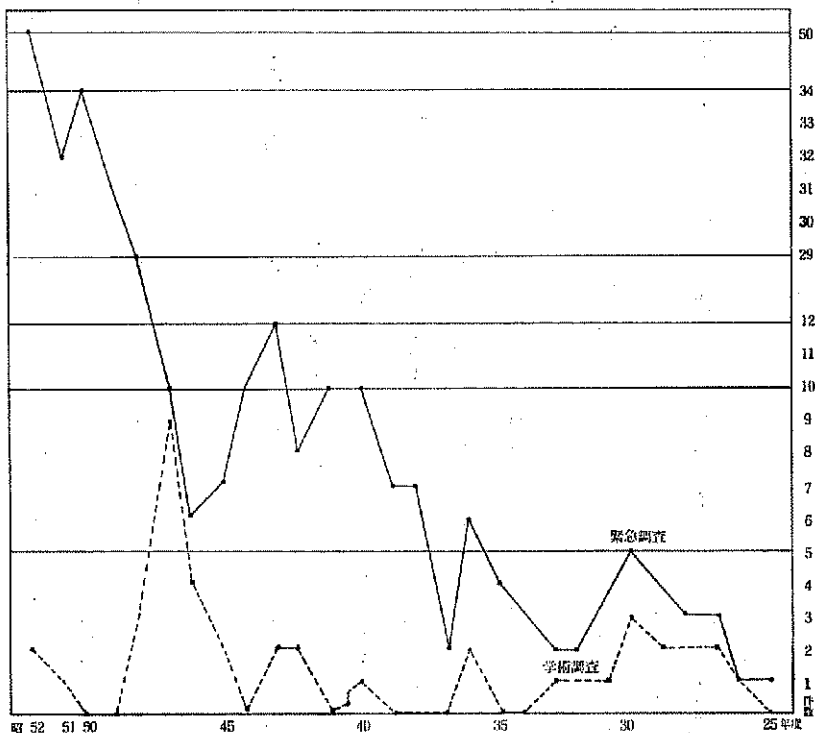
ここに埋蔵文化財の保護と開発をめぐって世論が高まり、文化財の保護強化が必要となった。

五十年十月の文化財保護法の改正で文化財専門委員は、文化財保護審議会委員となり、審議会は四つの専門部会を持つ機構となった。

発掘調査 開発を進める型に定式はないが、現在までに本県が実施したの四型 てきた発掘調査と開発を関連的にみると、次の四つの型を挙げることができる。

- 一 住宅団地造成 (炬方遺跡)
- 二 農業構造改善事業等圃場整備事業 (土生遺跡)

埋蔵文化財発掘調査件数 (文化課資料)



三 都市計画 (肥前国分寺遺跡)

四 学術的発掘調査

△炬方遺跡▽

三養基郡中原町炬方の段丘に、住宅団地の造成にかかった四十七年二月、古墳が存在することがわかり、三月から調査に着手した。

第一次発掘調査から第十次調査まで一年十一か月を要して一応終了した。その間、調査と保存の問題をめぐる論争は、県議会から国会にまで



三日月町土生遺跡緊急発掘 昭和46年9月

発展した。これは、姫方遺跡の重要性に起因しているものであり、急速な国土開発の過程で自然と歴史的文化遺産が破壊されつつある日本国民への警告であった。県は同遺跡のうち、雌塚・方形周溝墓・環状列石土塋墓の三点を永久保存措置をとることとした。

同遺跡は、弥生時代から古墳時代にかけての墳墓の複合遺跡であって、出土品もカメ棺四〇〇組以上、箱式石棺二五個以上、土塋墓七か所以上、それに永久保存に指定したものや副葬品、住居跡等、その膨大さは他に比を見ないものがある。

△土生・久蘇遺跡▽

小城郡三日月町大字久米土生遺跡は、水田の鉞害復旧工事中に見えられた。石炭鉞害事業団からの委託で、県教委が主体となって四十六年九月緊急調査した。四十七年十月遺跡の範囲確認と、建築遺構を探索して遺跡の性格付けと、その保存措置を講ずることを目的として、同月内に第二次調査を終えた。調査によって、住居遺構、農具の木器、生活用の土器石器、

植物遺物が出土した。

小城町の久蘇遺跡は、土生遺跡の西方五〇〇mの位置にある。四十六年度牛津川鉞害復旧工事に伴い、四十六年十、十一月にわたって調査を実施した。遺構としては、住居跡、洗場、それに土器、加工用具の木製品として木槌、巻き取り具等があった。住居の柱根の下に礎板があつて、軟弱地盤の柱の沈下を防いでいる。

両遺跡とも弥生から古墳時代の平地農耕集落の遺跡で、農耕木製品の出土は農耕文化の生成を究める上からも貴重である。しかも、鉞害復旧工事にまつわる遺跡調査であるところに発掘原因の性格付けをすることができる。

△肥前国分寺遺跡▽

佐賀郡大和町大字尼寺字真島、通称国府と呼び、佐賀市街北方5kmの脊振山麓の位置にある。寺跡の西方二〇〇mに国分尼寺跡、西北方の久池井中心に地割りとみられるものがあり、南側に幅一五mと推定される古代の西海道のこん跡が東西に横切り、南三〇〇mには条里制の遺構がある。

また、大和町一帯は歴史時代の遺跡にとどまらず、弥生古墳時代遺跡が密集し、土器・土師器・支石墓・銅戈に、船塚・銚子塚・築山等の大前方後円墳地帯を形成している。

四十八年、大和町は都市計画による道路拡幅工事を計画した。県は、国分寺の主要遺構とみられる土壇を避けるため、不明な点の多い遺跡の事前発掘調査を指示した。四十九年十、十一月第一次発掘調査を行い、金堂跡とみられる基壇跡、西門跡、寺域を限る築地、溝等を確認した。寺域は方二町(二一六m)と推定、国分寺の瓦、金堂跡を発見した。



肥前国分寺遺跡発掘（大和町） 昭和50年12月

このように、国の施策である高度経済成長政策に伴う開発の進行とともに、埋蔵文化財を中心とする文化財のいん滅、破壊の危機の中で、条例等の整備とともに県文化課の人員増など内容充実もはかられ、着々とその実績を上げつつあるが、開発の進行はそれをしのぎ、その対応に追われており、県下各市町村の文化財行政の充実と相たずさえた方策が待たれている。

歴史公園 四十九年五

月、佐賀国体を二年後に控えて、本県の歴史的格付けの上から、「葉隠」発祥の地と、肥前陶工の発祥地を中心に、歴史公園「はがくれの里」、「やきものの里」を指定して整備に着手した。

「はがくれの里」は、佐賀市北郊の金立町の葉隠の垂訓碑を中心に史跡・遺跡六か所と、隣接する佐賀郡大和町内の肥前国分寺遺跡、上代遺跡一八か所、計二四か所、一部二、五〇〇㎡を二六〇万円で四十九年に買い上げたほか、標識、標柱等の整備を行った。

「やきものの里」は、窯跡六か所のほか、人間国宝で三右衛門と呼ばれた柿右衛門窯、今右衛門窯などが点在し、その他、泉山磁石場、法元寺等の史跡、遺跡、建造物等、計二一か所、一部一、一〇〇㎡を一八三万円で四十九年に買い上げたほか、標識等の整備を行った。町区別では有田町一四か所、西有田町七か所である。

参考文献

- 一 学制百年史（文部省）
- 二 佐賀県公報
- 三 終戦後の通達文書（多久市立図書館蔵）
- 四 広報人（昭二十五・二十六年）（県広報渉外課）
- 五 県政シリーズ（昭二十五・二十六年）（ 々 ）
- 六 新教育指針（文部省）
- 七 県立高校、各種学校要覧
- 八 佐賀新聞
- 九 学校給食の手引（県教委）
- 一〇 教育佐賀（同）
- 一一 史料明治百年（朝日新聞社）
- 一二 連合軍司令部指令綴（東与賀中学校所蔵）
- 一三 昭和二十三年教育統計（県教委）
- 一四 文化行政要覧（同）
- 一五 昭和四十八年佐賀県文化年鑑（県文化会議）
- 一六 佐賀県議会史（県議会）
- 一七 佐賀大学史第一巻（佐賀大学）
- 一八 佐賀県立図書館六十年のあゆみ
- 一九 佐賀県地域青年団の歴史（県青年会館）
- 二〇 佐賀県立博物館年報
- 二一 青少年関係行政事務提要（県福祉生活部）
- 二二 佐賀育英会と松濤学舎（田中鉄三郎）
- 二三 久敬社八十八年、塾八十年のあゆみ（久敬社）